

平成 2 5 年第 3 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 2 日目)

平成 2 5 年 9 月 1 8 日 (水曜日)

午前 9 時 3 0 分開議

第 1 6 一般質問

第 5 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度訓子府町一般会計補正予算 (第 4 号) について

第 6 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について

第 7 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度訓子府町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について

第 8 議案第 5 4 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第 9 議案第 5 5 号 町道路線の認定について

追加日程

議案第 5 6 号 平成 2 5 年度訓子府町一般会計補正予算 (第 5 号) について

意見書案第 5 号 道州制導入に断固反対する要望意見書

意見書案第 6 号 地方財政の確立に関する要望意見書

意見書案第 7 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」
のための要望意見書

第 2 0 ー 議員の派遣について

○出席議員（１０名）

１番 小 林 一 甫 君
 ３番 西 山 由美子 君
 ５番 上 原 豊 茂 君
 ７番 工 藤 弘 喜 君
 ９番 山 本 朝 英 君

２番 佐 藤 静 基 君
 ４番 安 藤 義 昭 君
 ６番 橋 本 憲 治 君
 ８番 河 端 芳 恵 君
 １０番 余 湖 龍 三 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	佐 藤 純 一 君
福 祉 保 健 課 長	八 鍬 光 邦 君
福祉保健課業務監	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	佐 藤 正 好 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	平 塚 晴 康 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	山 内 啓 伸 君
社 会 教 育 課 長	上 野 敏 夫 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	谷 本 茂 樹 君
選 挙 管 理 委 員 長	仁 木 範 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、谷本農業委員会会長及び仁木選挙管理委員長については、本日から今定例会閉会までの欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第16、昨日に続きまして一般質問を継続いたします。

5番、上原豊茂君の発言を許します。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） それでは、通告書に従いまして、私の一般質問を行います。

大きくは2点ありますけれども、まず、最初に、生活保護費減額に伴う町民生活への影響と対策についてであります。

社会保障制度改革による国民負担増となる政策の中で、8月1日より生活保護費の基準が引き下げられました。その基準額を目安に算定する生活支援制度への影響が懸念されています。関連する制度は約40項目と言われ、生活保護を受けていない低所得世帯に将来への不安が広がっているところです。

中でも就学援助については、道内小中学生の4人に1人が受けているとされていますが、これらを含めて低所得世帯の対応は地方自治体の単独事業で対象範囲は各市町村が決めることになっています。

また、消費税増税への動きもある中で、住民税の非課税限度額など含め、低所得世帯への負担が重くなっていくと思われます。生活保護引き下げが影響する本町の制度の現状と今後の対応について町長に伺います。

1点目は、国が決めた最低生活費を基準として決められた生活保護費を引き下げたこの政策をどのように受け止めているか。

2点目は、当町の生活保護受給者の実態並びに、これを算定基準としている制度項目及び対象者の実態と町予算についてであります。

3点目は、対象者への影響と対応の考え、さらに従来 of 生活水準維持のための町の予算計上推定額について。いわゆる低所得者の生活水準を維持するために、どの程度の予算が必要なのかということについて、町長に伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「生活保護費減額に伴う町民生活への影響と対策」について、3点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「国が決めた最低生活費を基準として決められた生活保護費を引き下げた今、政策をどのように受け止めているか」とのお尋ねであります。本年3月の第1回定例町議会の工藤議員の一般質問でもお答えしておりますが、憲法第25条に「生存権及

び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務」を定めておりまして「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」また「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定されており、生活保護制度は、この憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としているものであります。

生活保護は、生活扶助をはじめ、教育扶助や医療扶助など8種類の扶助で構成されており、要保護者の年齢、性別、健康状態等その他、個人または世帯の生活状況に応じて単給または併給により行われ、これに加えて、高齢者や障がい者、母子家庭等の事情に応じた生活扶助の基準生活費に対して、障害者加算、介護保険料加算、母子加算などの8つの加算や住宅改修、入学準備などへの一時給付も行われます。

今年8月から引き下げられた生活扶助は、生活困窮者が衣食、その他日常生活の需要を満たすための扶助であり、飲食物資、光熱水費、移送費などの給付がされるものですが、段階的に6.5%を下げ、また年末に支給される期末一時扶助を削減し3年間で、国費ベースで7.3%の削減が予定されているものであります。

国は本来、生活保護費の引き下げではなく、生活保護の水準を下回っている場合がある最低賃金の引き上げなど、生活保護者や生活困窮世帯者への自立支援、不正受給の是正を先行して取り組むべきであると考えます。さらに、持続可能な生活保護制度にするためにも、就労できる受給者の自立を促すことが何よりも重要ではないかと考えるところであり、生活に困って暮らせなくなった時の最後のセーフティーネットと言われる生活保護制度の支給基準を引き下げるとは、8月から引き下げられた今も、国の政策としては行うべきではないという考えは変わっておらず、2014年4月から予定されている消費税増税の実施も目前にせまっており、現段階ではアベノミクス効果も国民生活、特に低所得者層には届いておらず、生活保護世帯、低所得者世帯にさらなる生活不安が訪れることに危機感を抱いているところであります。

2点目の「当町の生活保護受給者の実態、並びにこれを算定基準としている制度項目並びに対象者の実態と町予算について」のお尋ねであります。まず、本町の生活保護受給者の実態としましては、平成25年8月1日現在の本町における生活保護受給世帯は、施設入所1世帯を含め34世帯、被保護人数は45名となっておりまして、世帯種別の内訳で申し上げますと傷病・障害の世帯が12世帯、母子世帯が1世帯、高齢者世帯が20世帯、その他の世帯が1世帯となっております。

これらの受給者の本年7月と8月の受給額で比較しますと、60歳から70歳の単身世帯の14世帯で見ますと、月額で90円から340円の増額、同じ単身者でも56歳から58歳、それから73歳から88歳の計11世帯で見ますと100円から350円の減額、施設に入所している62歳から76歳の2世帯で見ますと、320円から730円の減額、それから31歳から91歳の複数人がいる7世帯で見ますと230円から5,790円の減額となっております。

また、生活保護基準を算定基準としている制度項目と対象者の実態及び町の予算についてであります。本町においては、各種の使用料や保育料等費用の徴収にあたり生活保護法による被保護世帯等に対する減免措置がありますが、国民健康保険一部負担金の減免と

要保護及び準要保護児童生徒就学援助が代表的なものでありまして、国保一部負担金を減免している方は現在おりませんが、要保護及び準要保護児童生徒就学援助につきましては、8月1日現在で、要保護が2世帯4人、準要保護が35世帯54人の方が該当になっておりまして、その関係経費予算として平成25年度当初予算では、小学校費319万4千円、中学校費308万8千円、あわせて628万2千円の予算措置をしているところでございます。

3点目の「対象者への影響と対応の考え、さらに従来生活維持のための町の予算計上推定額について」の尋ねですが、8月からの年度途中での生活保護基準の引き下げということもあり、本年度につきましては、従来のままの基準で対応してまいりたいと考えておりますし、新年度からにつきましても要保護及び準要保護児童生徒就学援助につきましては、生活保護基準の引き下げにより大きな影響を与えないように配慮したいと考えており、本年度と同じ考え方の予算措置をまいりたいと考えております。

また、議員がご心配されていますように生活保護基準は、我が国の「生存権の保障基準」であり、住民税の非課税の基準にもなっているものですが、住民税の非課税の基準が引き下げとなれば、さまざまな制度に影響を及ぼすことが考えられます。

福祉施策で申し上げますと、まず、障害者総合支援法による障害福祉サービスを始め移動支援や日中一時支援、日常生活用具や補装具などは、非課税である場合は無料ですが、課税になれば1割負担となります。

町の除雪サービスにつきましては、非課税ですと一冬1千円ですが課税になると3千円に、通所介護予防事業（いきいきらいふ倶楽部）は、非課税ですと1日300円ですが、課税だと600円に、ショートステイの利用ですと非課税は1日1,800円ですが、課税になると2,500円に、特定疾患や精神障害者の通院交通費助成ですと非課税では上限がありませんが、課税ですと月額9千円が上限になります。介護保険料では、非課税で今まで第1から第4段階までの方が課税になると第5段階になるほか、高額介護サービスや特定入所者介護サービス、高額合算制度、高額療養費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費、後期高齢者医療制度などに影響が出るものと考えられます。

また、NHKの受信料免除についても課税になると受けられないこととなります。

これらの影響を受ける人数や額については、ケースバイケースのものが多く、さらに現状の非課税の方の所得状況を一人ひとり詳細に見て行かなければ影響額についても算定できないところでありますので、現時点ではお許しをいただきたいと思います。現在の予算措置を維持すれば従来の生活水準維持が可能になるものと考えております。

いずれにいたしましても、現段階では、生活保護基準の引き下げによる住民税の非課税という一定の基準が、どのような額になるのか、それにより各種の制度にどのようなかたちで影響が出てくるのかが、見えていない状況でありますので、国が平成26年度以降の税制改革の中で影響を防ぐ手だての検討をすることになっており、その内容を注視しながら町民生活に大きな影響を及ぼすことがないように、関係機関にその対応について要請をしながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） ただいま、質問に対する回答をいただきました。町長は25年度の執行方針についても「安心して暮らせる福祉優先のまちづくり」というものを掲げて行政運営に取り組んでいるところでもあります。そういう柱を考えてみますと非常に今回のこの生活保護費減額という国の措置は、うちの町の菊池町長の進めるメインの行政の柱といえる福祉優先のまちというものには、大きくマイナスに作用してくるのではないかというふうに感じているところでもありますけれども、この回答の中にもありましたように、生活保護費というのは、国が先ほど憲法第25条の件で最低限の生活、文化的な生活を営む権利として定めた基準、それをもとに生活保護費が決められているという点からしますと、私はある意味では、国は国民の生活水準を下げろと言っているに等しいのではないかと思う訳であります。それらをしてみますと町長が安心して暮らせる福祉優先のまちという点でいくとまったく相反する方向性を国が示しているというふうに感じているところでもあります。そういう点からしますとやんわりといろいろな問題を回答の中で表現しておりますけれども端的に言えば、今、私が言ったように、今の町政が進める方針とは逆行する国の施策だというふうに町長がとらえているというふうに認識してよろしいのでしょうか。それについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まったくそのとおりです。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） これをどのように国に対して要望していくのかという点が大きなテーマになってくるというふうに思いますけれども、そういう点からしますと単独でうちの町の首長として国に向けていろいろな要請をしてもなかなかちががあかないんではないかというふうに思う訳であります。これらの取り組みについて、何か施策があればお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日の工藤議員のほうにも申し上げましたけれども、今回の社会保障と税の一体改革については、かなりの問題点を含んでいるという点では私自身も議員と同じ認識でございます。しかし、この問題が単独で私どもが国会議員、あるいは省庁等に要請をした点については、いくらか力不足という点はいなめませんので、今後、町村会や活性化期成会の動向も踏まえながら省庁等に対しても要請活動を強めていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、町長から答えがありましたけれども、ぜひ、そういう意味では、各自治体の連携を強めながら、これらに対する要請を強く行ってほしいというふうにお願いしておきたいと思います。

2点目の関係でありますけれども、生活保護受給者の実態、また、制度のこれに関する算定基準の実態というのが示されております。この中でも分かりますように非常にばらばらな状況という実態ではないかというふうに思います。そこでまず、一番うちの町として社会福祉の面と同じように教育行政ということに対する力点をおいているというふうに私は認識しております。その点からしますと子どもたち、いわゆる小中学生に対する影響が実態として、どのように変化しているのか、その辺についての説明をいただきたいという

ふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 近年の特に就学援助の関係の動向なんですけれども、かなりやはり増えている傾向があります。それで、その要因としては、ひとり親が増えている部分というのがあります。そんな感じで、ここ数年は、平成18年は、まだ10%以下だったんですけども、それ以降は10%以上で、準要保護と要保護を含めて高止まりで推移している傾向があります。それで全国でいったら大体7人に1人と言われています。それで今うちの町も大体その程度の受給率ということで去年の実績でいきますとまさに14.5%ということで、7人に1人というような状況になっています。やはりこれについては、かつては、かなり農業の関係も含めて、今年申請できたけど来年はいらなとかって、そういう方が多かったんですけども、やはり、ひとり親というのにも増えまして、1回なったらそのままずっと上がっていくという、ずっと6年間、9年間対象になるという方がいますので、かなりその面では、硬直化しているのかなというふうに思います。

それで今回の影響も含めてお話させていただきますが、今回示されまして、ちょっと試算をしてみました。本年度の対象になった方が、そのままのお子さんの家族構成で同じ収入だったと仮定して、3年後申請したらどうなるのかということを計算しましたところ、意外と実はなっている方が全部で35世帯あるんですけど、1世帯だけ落ちる。なぜこうなったかというとは実は生保の基準が確かに下がったんですけども、それは月額収入との差で見るとですね。ただその月額収入というのは、実は見る収入から控除をする。その控除額というのが月額収入によって決まっていますが、特に所得の高い層で控除額が増えているんです。ということは、収入が低く見えるということになるのです。だから生保の基準が下がったんだけど、月額収入から控除を引いた特に高い所得で影響が出そうな層が収入が低く見えたものですから、結局1人ということになったのです。ただ、もちろん1人だからそれが良いかといったらそういうことではなくて、もちろん小学6年生で8万円なり9万円という援助の火が消える訳ですから、やはりそこら辺は影響がないという訳ではないので、ここら辺の試算は、前回の教育委員会議会で示させていただきまして、今後、教育委員会議の中でも影響がないような、どのような制度を設定していくかというのは、ちょっと検討していきたいなというふうに思っています。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 現状の試算で1人ということでありますけれども、1人であろうと2人であろうと、ぜひ子どもたちの将来へ向けて影響のない施策を講じてほしいと思いますし、当然、町、行政の予算構成の中でも、その辺の配慮を十分に行っていただきたいというふうに思います。

あといろいろな生活保護費を算定基準としている制度の関係でありますけれども、いろいろな意味で、大きな影響が出てきているというふうに先ほどの回答から見えてきているように私は思います。当然、現状、先ほどありましたけれども、これに対する予算が628万2千円という状況であります。3とまたがりますけれども、現状の予算を確保すれば、例えば将来的にも現状の生活水準が維持できるというところ考え方のようにあります。しかし、この質問の中でも申し上げましたように消費税が上がってくるといことも考えますと本当にそうなのかという懸念がありますし、そこで例えば、算定基準になっている制

度の補完がこの予算措置でできるということについて、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 生活保護基準が下がったことによって、下がる前との比較の補う予算という意味だと思うんですけども、1つ1つ先ほど町長からの答弁でもお答えを差し上げましたけれども、1つ1つの制度について、一人ひとりの部分を見られない状況でございましたので、予算、数字的には、申し上げられませんでしたけれども、すべていろいろな予算を計上する時にもそうなんですけれども、対前年度の実績を考慮しながら必ず予算というのは立ち上げているものですから、今回の今、お答えさせていただいた部分につきましては、今の基準の予算を確保しておけば、同じような水準を保てるんだという意味合いの答弁でございました。細かくと言いますとちょっと難しいんですけども、実績が出てこない限りにはちょっと数字をお示しできないのが、ちょっとつらいのですけれども、非課税にしましても何にしましても、新年度、26年度以降の税制でその結果がどれだけの状況になるかというのを各数年見させていただかないとその状況というのは見えてこないということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 実態に応じた試算をしないと分からないということであります。基本的には、町の行政を進めていく中で、これからの町民に対する対応として今、生活している現状、それを維持していくということを基本にした行政運営をするのかどうか、もちろん今、課長から説明がありましたように、なかなか想定した予算推定額を示されないということでもありますけれども、基本的な姿勢として、どういう対応をするのか、その辺について、お示しをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 生活保護の問題だけとらえていくと、この3年間のうちで、およそ670億円の削減を図っていくんだと。基準が下がることによって、いろいろな影響額が出てくるというのは申し上げたとおりです。特に、要保護、準要保護等、子どもたちの影響のあるものについては、管理課長のほうからも説明がありましたように、現状の維持を努めたい。まだ不明確な部分が例えばたくさんあるというのは私の冒頭の答弁で申し上げましたけども、例えば来年4月に70歳から74歳の医療費の窓口負担が1割から2割になろうとしている。それから、介護保険も高額所得者、一定程度の高額所得者については、10%負担から20%負担が出てくる。そんなこんなで考えていきますと、さまざまなかたちで、この税の一体改革というのは、社会保障の一体改革というのは、国民生活にものすごい影響が出てくるだろうと。これは本当かうそかどうか分かりませんが、例えば、現金を渡すという話まで出てきている訳です。1万円を渡す。低所得者世帯にですね。国の方向で出てきている。それから、厚生労働省なんかは、もっと露骨でありまして、8月30日にこういう言い方をしているのです。「国民の健康寿命が延伸する社会の取り組みで医療・介護費の5兆円削減の目標を明らかにしたい」というふうな言い方をしている訳です。これは例えば前年比、今の予算の概算要求が今、各省庁で行っている訳ですけども、例えば2013年度の当初予算で社会保障予算だけでいくと3.8%増の約30兆5,620億円で、厚生労働省の要望としては、過去最大の要望額になってきていると

いう状況のそういったもろもろのですね。そして1つは、さっき言った消費税の値上げ、さらには、社会保障と税の一体改革の中で、さまざまな福祉政策に対する削減的なことも出てきているという状況でございますから、私どもとしては、少なからず前年度比を可能な限り維持していきたい。それから、生活保護費が、例えば不正受給の問題や物価のスライドの関係の中で見直しをしていかなきゃいけない。それが即、生活保護費の3年間で600数十億円のお金を下げることが、妥当性があるのかどうか。しかし、下がったからと言って、それを町費で補いますよと。こうなるとひょっとしたら、一時所得になるんじゃないだろうかとか、いろいろな問題点を考えてきますので、改めて今、議員のご指摘ありましたとおり国の政策に対しては、やはり憲法第25条を守りなさいということを主張しつつも、昨日のお話もさせてもらいましたけども、現実的に最後のセーフティーネットと思われる私ども自治体が、どこまで生活の維持のために全面的に町民の生活を守るために奮闘できるのかというのは、これはまた改めて議員の皆さんとご相談しながら、ある意味では、予算審議の中でも議論をさせていただきたいと考えているところでございますので、基本的なスタンスとしては、私自身は現状の維持をこれからも努めていきたいというのが考え方ですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） まだ数的に明らかになってきていないという実態でありますから、なかなか回答のほうも難しいものがあるかと思います。しかしながら、今、町長からの回答にもありましたように行政は日々動いているという中で、国の予算の関係も含めまして、うちの町の予算も当然、来年度に向けての予算が積み重ねられていくというものがあるかと思います。そういう点でいきますと、それをどうするのかという基本的な姿勢、ここに説明員の方々いらっしゃる中で、どういうスタンスで予算構成をするのかというところは大きなポイントになってくるというふうに思う訳であります。そういう意味では、今、私が町長に質問した基本的な姿勢をしっかりと受け止めながら、その方向性を間違わないでほしい。国に対して物申すところは、しっかり言うべきでありますし、例えば、どの政党がどういう政策を打ち出そうとも、あくまでもうちの町の行政運営は町民を柱として、土台として、いろいろな行政運営をしていくんだというところにしっかりと軸足を置いて取り組んでいただきたいというふうに思います。この点については、これ以上、いろいろな議論をしても前進なしというふうに思いますので、次の質問に移させていただきますというふうに思います。

2点目の大きな質問内容でありますけれども、今後のインフラ整備の取り組みについてであります。

昭和40年代から進んだインフラ整備も経年劣化により、更新や補修が急がれる状況にあります。予算確保など課題も多いところですが、現在「路上再生路盤工法」による町道舗装修繕の実施や水道ビジョンの策定、さらには橋梁^{きょうりょう}長寿命化修繕計画点検業務が終了するなど、少しずつ前進しているというふうに思われます。

平成23年・24年に実施された橋梁^{きょうりょう}点検の結果報告はされておりましたが、最近の報道によりますと、この点検内容が、非常に問題があるという指摘がされておりました。当町において、業者に委託しておりましたけれども、その点検後の町としての対応がどのように進められているのか。今後、道路・河川などの点検整備の計画をどのように進めてい

くのか。その考えを町長に伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「今後のインフラ整備の取り組み」について、お尋ねをいただきましたので、施設ごとにお答えをいたします。

まず、橋梁^{きょうりょう}につきましては、本年度において橋梁^{きょうりょう}長寿命化修繕計画を策定することにしておりますが、これは平成23年度と24年度に専門業者に委託し点検した橋61橋と、専門講習を受けた担当者により点検したボックス橋40橋のあわせて101橋の点検結果をもとに策定するものであります。橋梁^{きょうりょう}の健全度等を基に優先度や事業費平準化の調整を行うものであります。

なお、補助要綱において、この修繕計画を策定した場合には、点検結果とあわせて公表することになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

点検の結果につきましては、健全度という数値により評価しますが、ただちに架け換えが必要とされる概ねの健全度30に対して、もっとも損傷状況の悪いもので59という結果になっており、通行制限が必要な危険な橋もありますので、基本は補修対応になるものと考えております。

しかしながら、橋梁^{きょうりょう}の補修には莫大な費用がかかることが想定されますことから、当面の10年間に補修すべき優先度の高い橋梁^{きょうりょう}に絞り込んだ事業調整を来年度に行い、平成27年度には補修する橋梁^{きょうりょう}の詳細調査を、28年度以降には修繕に着手していければと考えているところでございます。

なお、補修費用と橋梁^{きょうりょう}そのものの耐用年数との関係上、場合によっては架け換えを行う場合もあり得ますが、橋梁^{きょうりょう}ごとに行う詳細調査の結果により比較検討し決定するものでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、道路についてであります。道路の現状につきましては、これまで部分的な舗装補修により対応してきたところでありますが、路面の状況を見ますと抜本的な修繕工事が必要な箇所もあると認識しております。

現在、国の平成24年度の補正予算により創設された防災・安全社会資本整備交付金の補助を受け、南12線と相内線道路の一部について、路上再生路盤工法による舗装修繕工事を実施しておりますが、これらの路線の未施工区間については、同様の工法での整備が不可欠でありますので、補助事業の採択に向け北海道と協議を行っているところでございます。

また、路面の損傷が著しい他の路線については、路面性状調査を実施し、補助事業の活用による修繕工事を進めていくこととし、これについても北海道に要望をあげているところでございます。

なお、町道のうち、西31号線や西33号線などの農道として整備した路線については、道営農地整備事業により施工することで、北海道と協議しているところであります。

次に、河川についてであります。整備当時と比較し集水区域内の土地改良が進んだことによる瞬間排水量の増加に加え、近年の異常気象ともいえる局地的集中豪雨により越水等の被害が生じた現状を受け、道営農地整備事業等による整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

ただいま申し上げた橋梁^{きょうりょう}、道路、河川とも、更新や補修に莫大な財政支出を伴いますの

で、実態の把握に加え、財政的に有利な制度を最大限活用しながら計画的に整備していく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） ただいま、この点についてのご回答をいただきました。私もこの質問の中で述べていますように、点検委託を出してその結果が出ているという回答であります。先ほどもこの質問の中で言いましたように、たまたまテレビ報道の中で、その橋梁点検が一定のルールの中で行われているのでしょうか、確実にここを確認しなければならないという、そういうところの確認がされていないというのが大学の専門家が現場でその点を指摘していたという報道を目にしたところであります。そういう点では、うちの町として、先ほど言いましたように委託に出した、その業者委託の結果をすべて良しとして見ているのか。また、抜き打ちで専門家、うちの町の専門家等が確認の作業を行っているのかどうか。その辺について、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ただいま、橋梁点検の実施している要領というか、そういったことでお尋ねをいただきました。まず、委託した業者さんにつきましては、当然、橋梁点検、これは補助を受けてやる事業ですから、専門の講習を受けた業者でないとこの業務を受けることができないということで、それぞれ町で直営でやった部分も含めて、それぞれ町の担当者も講習を受けて実際に検査にあたっている。基本的には、目視の検査ということになってございます。ただ単なる全体を見渡す目視とかというのではなくて、例えば上部工の主桁ですとか副部材、床版、それと下部工で言えば、躯体、基礎、それとそのほかに支承、伸縮装置、落橋防止装置、橋面工、付属部位、そういった、このほかに全部でコンクリートの部材の関係も含めて、ひび割れ、漏水も含めて20項目にそれぞれ5点単位で評点をつける、点数をつける。もっとも健全度のいいものが5点ですから、20項目あわせると100点満点。まったく問題のない橋が100点ということでございます。それぞれ20項目ごとに、それぞれの橋について検査をしているということでございます。実際にこれから、その結果をもとに詳細の、実際に整備計画を立てる時点で、さらに、今まさに委託して修繕計画を上げていただいているところですけども、その中で工事費等が出されてくる。実際に工事にかかる段階で、またさらに当然、詳細調査を行うということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 先日も降雨による増水と河川の越水等々もありました。そういうことも含めて、しっかりとした点検、確認、対応が必要とされているというのが現実であります。そういう意味では、この点検についての確認等も含めて、しっかりとした対応をしていくという心構えをもった対応、その仕事にあたっていただきたいというふうに思います。後で事故があったとか、あそこが欠落していたとかということが、うちの町としては、起こらないような、そういう姿勢を持ってほしい。気を引き締めた対応をしてほしいというふうに思っております。

先ほどの回答の中にもありましたけれども、道路等の傷み、修繕等の対応でありますけれども、実際にうちの町の実態調査というのは、職員も日々点検し確認をしているというふうには思っております。その補修の順番ですとか、補修、改修の順番等々については、

どういう基準をもって対処しようとしているのか、それについて、もしそういうものがあるとすればお示しをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 老朽化した道路の補修の順番ということでございます。議員言われたとおり日常の通常の維持補修の中、あるいはパトロールの中で道路の現状というのは、当然理解しているところですけども、ただ通常の維持補修でまかなえるような規模でないものについては、やはり財源的な問題がありますから、それに見合うというか、合致する補助制度をまず見つけ出す。それから、それに採択要件を満たすものについてという、やはりどちらかと言うと財源的なものを先に考慮しながら順次計画していくというようなことで今進めているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 行政側としては、当然、財政的な面というのが大きなネックになってくるというふうには思います。ですけれども、やはり気象の変化等々の状況で、その問題個所がどのような状況にあるのかという確認も必要かと思います。以前、雨の後、また降雨の状態の時、降雨後の状況確認をする必要があるということを申し上げたことがありますけれども、例えば一般的には、あそこがここがという話が出てくる訳ですけども、なかなか見えてこないところで、そういう問題を抱えている。事故が起こりかねないような実態というのも現実にある訳ですから、そういうところをしっかりと確認していく。あえて言わせてもらえれば、声の大きなところですか、要請が強いということだけで、その部分を確認するのではなくして、全町的に実態確認をしていく。行政としては当然、財政の問題もありましょうが、危険度、その他をもって優先順位を決めていくという姿勢に立ち返るべきでないかというふうには私は思います。当然いろいろな財政上の問題、国、道等の考え方、それが大きな影響を持つというふうには思っております。そういう点からすると今どのような国、道に対する働きかけを行い、その結果、見えてきているものが何なのか、その辺がもしあればお示しをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 今、国に対する要望の状況とかというお尋ねでございました。当然、全道的というか、例えば、期成会を通じての要望ということもございましょうけども、今回、特に、去年の補正予算で創設されました防災安全社会資本整備交付金、これはまさに本町のようなというか、たぶん全国的にそうだと思うのですが、早期に昔、整備した道路等がもうかなり凸凹になってきているような状況、傷みがひどい状況になっています。もし、やるとすれば、こうした補助メニューを用いたものしかないということになるかと思いますが、ただ全国的なペースでいくと非常に予算確保が莫大なものになるのではなかろうかと思います。今後、期成会等を通じて、何せ去年出た事業の話ですから、これからまた要望等、政策的な、町長としての要望も含めて進めていくことになるかと思いますが、私どもとしては、担当としては、北海道を通じて当面、今、実施している分でもまだ残区間というのがかなり残っていますから、まずはその整備に向けて協議を進めているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、道路のことに限ってお話をしましたけれども、河川について

考えますと、あまり大きな降雨でなくても度々氾濫するという実態があります。そういう意味では、そういう河川の対策等もしっかりと見据えて要請をし、また計画し、実際に行政としての予算措置をしていくということも必要かと思います。例えば、道路、河川、それぞれ要請個所が変わってくるというふうに思いますけれども、今うちの町として、河川、道路等の整備、補修整備については、どのようなポイントを持ちながら取り組もうとしているのか。その辺について、もし方向性があれば教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 道路、河川含めた整備のことについてでございますけれども、先ほど言いましたように財源確保というものが絶対条件なのかと思います。それで農林商工課でいう農業サイドの補助、あるいは建設サイドの補助、そういったものをまずのつかうものからというか、実態としては、緊急度の高いものから優先的に協議しながら進めているということでありまして。先ほど期成会とか、そういったものを通じての国への要望ということをお話しましたが、そのほかに各政党にも、こういった制度創設や、あるいは予算確保についての要望も行っております。また、これに間に合わないような緊急的なものについては、通常の維持の中で優先的に路面補修を行っているという現状でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、再三出てくる予算の問題が大きな課題になっているというのが実態でありますけれども、そういう意味では、首長の仕事、非常に大きく重いというふうに思っているところであります。そういう意味で、例えば、福祉の問題についても教育の問題についてもさることながら、こういう生活していく上でのインフラ整備にどう立ち向かうのかということも大きな課題だというふうに思います。首長として、これからどのような対応をしようとトータル的にですね、そういうものをお持ちであればお示しをいただいております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、第一義的には、町内会・実践会それぞれの組織から、緊急度、どうしても改修、あるいは新設等が必要なんだということをこれは全町的な視点で把握するということがまず最低限これは我々がやっている仕事でありますし、やらなきゃいけない。2点目に現場の確認を建設課を中心にして、その確認であまた多い、いろいろな要望のそういった河川や、あるいは道路、それから、水道等も含めた、こういったインフラ整備の中での順位制をやっぱり付けていかなきゃいけない。その時点で、単費でうんぬんということは、よっぽどのことでない限りは補助事業を導入しながらやっていくということです。例えば河川等については、これは前にもお話ししましたが、一番分かりやすいのは、北栄の山本さんのところ、可知さんのところの河川が毎年のように越水する。しかし、原状復帰という災害対応の考え方については、いかななものかということで、私どもは、査定官やいろいろな方に農水省等に出かけて要請をして、越水したマックスの水位以上の整備をしてもらわなければ再び同じことが起きるという要請活動を行っていく。それがだめであれば、単費でも補強していくということをあそこの部分については、やらせていただいている。基本的には、そういうスタンスが私は必要なのではないのかというふうに考えています。

それから、相内線や南12線の道路のこともちょっと説明させていただきましたけれども、私も驚きましたけれども、相内線と南12線、ちょっと見ていただきたんですけども、道路の路盤をそのまま破碎して、そして砂利やいろいろ混ぜて一体化した再利用も含めた、これはかなりスピード感を持った補修を行って、こんなに早く、こんなにきれいにという補修が行われているということで、ちょっと驚いている訳ですけども、こういったことが、簡易な工法がどんどん改良されていく。そして、それが財源的な補償が出てくるのであれば、例年古くから出ています例えば30号線、31号線等についても、やはりこれから積極的にやっていかなきゃならないだろう。それから、補助対象外の町道で言っている100m以下の残された町内会なんかの砂利道をどうするのかという、こういったことはやっぱり1つの単費を使ってでもやらなきゃならないのか。これは予算もにらみながら補助が入らなくてもやっていかなきゃならないだろう。

それから、もう1点申しますと、じゃあ補助事業なり、そういったものをどうするのか。例えば、最近で言いますと南7線、これはもう10数年来こういった要望があって、実施計画も終わっている。これを農業基盤整備事業の面的な整備や線的な整備の中で長大路線、おそらく10億円近くかかるであろう経費をどういうふうに順序立ててやっていくのかという、この点では、私どもの建設課、あるいは農林商工課等の課を越えて議論し、そして1つひとつ現実のものにしていくというのが、私たちがとっている、とっていかなきゃならない。そして実際にとっているスタンスだというふうにご理解をいただきたい。

それから、今日は述べておりませんが、例えば水道のインフラ整備であります。私どもの水道施設については、大体、総延長で179.9kmの本管が入っておりますので、じゃあどんどんこう老朽化してきていますので、出てきたり破裂したり事故が起きたりすることは対応していきますけども、基本的には、40年間経過している水道管については、順次更新していく。これは40年過ぎているので言いますと、今、私どもの町でいくと29.47kmぐらいの水道管が、もう40年経過している。さらにこの10年間で39.9kmの水道管が40年をたとうとしているということでございますから、合計で69.3kmの水道管の切り替え、あるいは更新をしていくということが、もう出てきているのではないのか。そうすると路上に出ているもの、それから地下のものも含めたインフラ整備というのは、ものすごい莫大な予算をこれから10年間の間に私たちは投入していかなければならない。その点でいくと公平、平等性と緊急性をあわせた、そして財政的に負担のできるだけ軽減措置を図りながら着実に整備していくということが、私は行政の町長としての基本的なスタンスだというふうにしてご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、町長から基本的な考え方を述べていただきましたけれども、非常にこれからの、先ほども申し上げましたように、課題が多く重たいというふうに思います。ぜひ、そういう意味では、着実に一步一步前に進めるような、そういう取り組みを町あげて行っていただきたい。先ほども申し上げましたように行政を担当している牽引力となっているこの説明員の皆様方どうか、いろいろな意味で実態をしっかりと受け止めながら自分のお持ちの最大限の力をもって取り組んで、町民にその成果を見せていただきたいということを願って、私の今回の一般質問を閉じたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 5番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、1番、小林一甫君の発言を許します。

1番、小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 一般質問をさせていただきます。質問は、通告書どおりでございます。まず、今回は、大きく2点に分けてお伺いをいたします。まず、中身は違いますが、2つに分けさせていただきたいと思います。

まず、1点目の教育問題についてであります。

文科省が来年度から全国の市町村で実施を目指す「土曜授業」とは、具体的には、どのような中身なのか、本町の取り組みと考え方について、お伺いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、文部科学省が目指す「土曜授業」の中身と訓子府町の取り組みと考え方について、お尋ねをいただきましたので、お答えをいたします。

まず、土曜授業に関する検討の経緯について説明をいたします。

学校週5日制は、学校・家庭・地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てるという基本理念のもと、平成4年9月から月1回、平成7年4月から月2回と段階を経て、平成14年4月から完全実施されました。

その結果、土曜日を中心とした休日に、地域において学習や体験活動を提供する取り組みなどが行われるようになりました。

しかしながら、現状においては、土曜日にさまざまな経験を積み研さんに励む子どもが存在する一方で、必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちの存在も指摘されているところでございます。

また、平成20年1月の中央教育審議会答申において、当時の学習指導要領は、思考力・判断力・学習習慣・生活習慣・自分の将来についての関心などに課題があるとされ、改訂された指導要領において、授業時数や教育内容の充実などの改善が行われました。

これら時数の増加や開かれた学校づくりの観点から、近年、土曜日に授業を実施する学校が見られるようになり、また、民間の調査では「土曜授業」を支持する割合が高い結果となったこともあり、文部科学省では、今年3月に「土曜授業に関する検討チーム」を立ち上げ、検討を行い6月下旬に「中間まとめ」が発表されたところでございます。

その内容として「土曜授業」の理念としては、土曜日を有意義に過ごすため、子どもたちに、学校・家庭・地域が連携して、学校における授業や地域における多様な学習や体験の機会をこれまで以上に提供し、その成長を支えることとしております。

このような観点から、検討チームは「土曜授業」の制度設計として「全国一律での土曜授業の制度化」と「設置者の判断による土曜授業の実施」の2つに分けて検討を行い、「全

国一律での土曜授業の制度化」は、教職員の勤務体制など課題が多く、当面は、設置者の判断で土曜授業を行うことで、学校教育法施行規則の改正を行うとの中間報告が出されております。

具体的な「土曜授業」の内容など詳細については、現在も検討チームにおいて、本年4月に実施された「全国学力学習状況調査」で、はじめて調査した「土曜日の過ごし方」の分析や情報収集等が進められており、中央教育審議会等における議論を踏まえ、この秋には一定の結論が出ることとなっております。

本町教育委員会としては、現在、国で検討されている内容を注視し、北海道の動向を見極め、学校週5日制を前提に定着したさまざまな活動や、取り組みの現状などを踏まえつつ、学校の主役である子どもたちにとってどうあるべきかを学校・家庭・地域とも協議をしながら、検討をしていく考えでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、具体的にいろいろと細かいところまでご答弁をいただきました。この土曜授業につきましては、タイミングが良いか悪いかということなんですけれども、今朝の新聞にも大きく載っておりまして、まだ北海道では、道教育委員会の中では検討中というようなことが載っておりました。中身的にいろいろな部分で子どもたちがやろうとしている部分が入り入れられた、そういうことが学力向上につながっていくというような評価もされておりまして、本町が今後取り組んでいく上では、非常に参考になるのかというような気がいたしております。今、土曜日というと授業がないということ、子どもたちが自由に遊ぶのは良いんですけれども、遊ぶことによって子どもたちの輪が広がる部分とその遊びの中で非常に何て言うのか、大人が注意していかなければならないような部分も見受けられるということもございまして、できれば学力ばかりじゃなくて、いろいろな面で子どもたちを育てていく上では、土曜授業も必要なのかなというような感じをもっております。また、これに対しての職員なり、何かお話を聞きますとボランティアみたいな感じの中で子どもたちを育てていくというようなことであります。しかし、何て言うか、講師を頼むとお金もかかりますので、その辺をもし本町がやっていくとしたら、どのような考え方を持たれているのかお伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 土曜授業に関することでご質問いただきましたけど、まず、最初の答弁で申し上げましたように、本町における子どもたちの土曜日の過ごし方の中で今年の全国学力学習状況調査の中で、土曜日の過ごし方ということが新たに質問としてあり、そのうちの結果としましては、特に、午前中でございますけど、小学生の過ごし方としましては、習い事とか、スポーツ地域活動が42%、これは全国の倍ほど、それと中学校におきましても85%が部活動で活動しているということで、お昼になると中学校が部活が33%、小学校で言えばスポーツ活動とか21%ということで若干落ちる訳でございますけど、先ほど申し上げたように平成14年から完全実施された週休二日ということで申し上げますと、うちの本町でいけば、部活動なり、少年団活動が土曜日の過ごし方として定着しているのではないかと。さらに、うちの中では、社会教育で実施しております竹の子クラブなどで土曜日での事業も展開しておりますので、そういった意味では、土曜日のうちの町の子どもたちの過ごし方と言えば、ある程度の定着を見せつつあるということで、全

国的に言われているような、本来の土曜日の過ごし方である地域や家庭の中での過ごし方の目的に沿った中身で地域の中で週休二日制ということが定着しているのではないかとということで、私は認識しております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） わかりました。訓子府の実態については、非常に進んでいるというような理解はさせていただきました。この土曜授業につきましては、いろいろな希望があれば、それに沿ったかたちの対応をしていただけるような、そういう進め方でありますけれども、本町が特にこれから目指していかなければならない、こんなことを言ったら怒られるかもしれませんが、学力が全国のレベルからまだまだ努力をしなければ到達しないような部分があるとすれば、こういう土曜授業が今後活発に進められていくのも1つの方法なのかなというような感じをいたします。ボランティアの部分もある。また、教職員に対しては、土曜日に出たから、その手当てが出ない。あくまでも自主的な考え方の中で子どもたちを育てていく。その反面、講師を頼むとその謝礼というか、礼金が多分かっていくと思うのですが、今後その対応については、町としても考えていかなければならない問題であろうと思います。今後これらの土曜授業をとおして子どもたちが正しく育っていけるような、そういう指導体制をぜひとっていただきたいと思います。この土曜授業については、これからの問題でありますので、また、いずれかの機会にお伺いをさせていただきたいと思いますので、今回は次の問題について、移らせていただきます。

次に、児童、生徒の生活指導についてであります。

三重県で発生した女子生徒の事件は、あってはならないことであると思います。

今回の事件は、帰宅後であり、親が子どもに対してのしつけの範ちゅうであると思いますが、本町の生活指導は、登校時、下校時、帰宅後を含め、対応は十分であると考えておられるのかお伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、本町における登下校時及び帰宅後も含めた児童生徒の安全対策について、お尋ねをいただきましたので、お答えをいたします。

この度、三重県で発生した女子生徒の殺害事件については、帰宅後の事件とはいえ、強い衝撃を感じており、重く受け止める必要があると認識しております。また、近年、交通事故はもとより、子どもたちが被害者となる犯罪事件などが多発し、さらに近隣市町村におきましても不審者等による声掛けなども発生しており、子どもたちの安全を確保する環境づくりが求められております。

このような状況から、町内各学校におきましては、日頃から子どもたちの安全確保に向けて、積極的に取り組んでいるところでございます。学校では教育活動において行われる安全教育によって子ども自身に安全を守るための能力を身に付けさせ安全に心がけ、身を守り、決まりを守る心を育てているところです。さらに、登下校の安全対策としては「決まった通学路を通る」「寄り道をしないでまっすぐ帰る」など、安全確認指導の徹底や校区内道路や建物等の危険箇所を点検し、周知する「地域点検活動」、「放課後の動向把握調査」など校外生活指導を実施しております。

また、教育委員会では、オホーツク教育局などからの不審者情報の迅速な提供や通学路点検などに取り組んでいるところです。

さらに、学校、家庭や地域関係機関などが連携し、力を借りながら「子ども110番の家」「子ども安全パトロール隊」による登下校時や日常生活の見守り活動などで、子どもたちの安全の確保に努めているところであります。

また、本年度は、訓子府高校も含めた町内の学校と保護者、教育委員会、防犯協会等が連携し、昨年度までは、盆踊りに行っていた見回りをふるさとまつりや秋まつりなど町内の夜間イベント時に広げて「夜間合同町内巡視指導」を実施するなど、児童生徒の安全確保の充実に努めております。

今後も子どもたちが安全・安心に生活できるよう、学校・家庭・地域・警察等、関係機関との連携・協力体制を一層強化し、子どもたちの安全確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、ご答弁をいただきましたので、若干、再質問をさせていただきます。

今回の事件は、新聞、また、テレビ報道で毎日のように報道されて決して他人事ではないというような感じを受けました。今回の事件につきましては、もう少し、親が気をつかえば、こういう事件は起きなかったのかなというような感じをしております。中学生の子どもが11時過ぎて1人でさびしい道を帰るというようなことについては、普通は常識的には考えられない。そういうように私も思います。

こうしたことがないように先ほど教育長のほうから子どもたちが安全に帰るように、そういう指導は絶えずされているというようなことでありますので、少しは安心しておりますけれども、今後もこういう問題につきましては、十分過ぎるほどに指導のほうはして子どもの安全を守っていただきたいと思いますと考えています。

本町では、防犯ベルを子どもたちに持たせているということでもありますけれども、1週間ぐらい前になりますか、テレビの報道で持っけていても失くしたとか、落として壊した。そういうような問題が出ているということでもありますけれども、本町の実態はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 申し訳ございませんけれども、本町の実態については、おそらくは壊れてはいないと思うんですが、調査をしている訳ではないので、近々に調査をして、もし、そういうことがあったら対応するようなかたちで進めたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 防犯ベルにつきましては、現在、調査していないということで、これ以上は、質問はできませんけれども、ぜひ早めに対応をしていただきたいと思います。

現在、不審者がいる場合は、オホーツク教育局などから情報が入ってくるとことでありますけれども、そういうような対応は、過去に何回かされたことはありますか。お伺いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） オホーツク教育局ですとか、あるいは警察ですとかからそういう情報がありましたら、必ず教育委員会に連絡がきます。それでそれについては、すぐ町内の学校にすべて連絡するということで、かなり頻繁に、頻繁というとなんですけど、

月1回、2回は必ずきます。痴漢が出たとか、どこで写真を撮っていたとか、そういう情報については、くまなく学校に流すように対応しております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） わかりました。子どもたちの安全の指導はこれでいいということはないと思いますけれども、今後もぜひ指導のほうは力を入れていただきたいというふうに思います。

この子どもたちの安全・安心ということについて、町長に通告はしていないのですけれども、町長の考え方を伺いたいと思うんですけれども、常日頃、子どもたちが国の宝であり、本町の宝であるというような観点から、町長として、この子どもたちの安全・安心について、何か心にあるものがあれば、お伺いをいたしたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 教育長のほうから学校あるいは教育機関による、そしてまた地域ぐるみのさまざまな活動を展開しているということのお話をいただきました。

私は、すべての町民の方々が、子どもたちに対する目線を大事にしていきたい。すなわち、いつも運動会やさまざまな行事で私は招かれました時には、子どもたち一人ひとりが町の宝であり、現在とさらには未来を担うのが子どもたちなんだということのお話をさせていただいています。

その点で申しますと町内会や実践会活動、あるいは防犯協会、地域のさまざまな福祉サイドでもそういった子どもに対する被害を未然に防ぐ具体的なことを私どもの中でも検討し、それぞれの関係機関のご助言をいただきながら、地域ぐるみで子どもたちの成長を支え、あるいは励まし続けていこうということを心がけております。こういった町民の方によります自治の、子どもを思うことをさらに一層発展をさせていかなければならないというのが1点です。

もう1点で言いますと私自身の立場で言うともた多い、いろいろな施策の中でも子どもの施策というのは、やはり大事にしていかなければいけない。その1つは、例えば子どもの医療費の問題等については、いつもお話していますが、どんな状況であってもやっぱり中学生ぐらい、義務教育までは医療費の無料化を進めていきたいということもさることながら、今年、オープンした「ゆめゆめ館」を完成させる。そして、放課後の子どもたちの生活を地域でやはりとらえていくということが、1つあるのではないだろうか。これは特養の個室化の問題、来年度に実施設計過ぎた段階で提案をさせていただこうと思っていますけれども、さらに幼保一体化施設についても事務的な検討に入っておりますので、これは、すなわち0歳から学校就学前の子どもたちの発達、あるいは成長を地域ぐるみで、その関係機関がうながしていく。実演していくという点で言いますと0歳から幼児教育のすべての拡充を求めている。同時に、先ほど言いました放課後の子どもたちの生活を豊かなものにしていきたい。さらに、2期目の私自身の中では、まだ計画の中で答申を受けて検討をさせていただいておりますけれども、将来的には、図書館の建設等も含めて、地域の教育的な力をどういうふうにして高めていくのかというのが教育行政とともに私どもの一般行政としても非常に大事なことでありますので、その点で言うと飯田委員長や林教育長とも協議しながら、学校教育、社会教育含めて、決して後退のないように、どんな状況にあっても子どもたちに目を注いでいく、ある一定の予算も注ぎながら地域ぐるみで子

どもを育てていくという環境を醸成していくのが、私自身の立場だと思っておりますので、今後ともお力添えをお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、町長から、本来であれば、答弁はいただけないというところでもありますけれども、答弁をいただきました。

町長のビジョンの中で、非常に子どもたちの部分について、目線が子どもたちに向いているというようなことでありますので、これからもぜひ子どもたちのために、安全安心に子どもたちが生活できるような、そういう本町であっていただきたいと考えます。

時間のことを言うと申し訳ないんですけれども、今日は予定どおりの時間で私の質問は終わらせていただきますけれども、ぜひ二番煎じになるかもしれませんが、子どもたちのために、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

私の質問をこれで終わります。

○議長（橋本憲治君） 1番、小林一甫君の質問が終わりました。

引き続き、次は、2番、佐藤静基君の質問を許します。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤静基。

毎年恒例で開催されています町の敬老祭と今後のあり方、それともう1点は、私の提言として町が主催する（仮称）合同金婚式を加えるについて、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

「敬老の日」の祝日を中心といたしまして、毎年、町主催の「敬老祭」が開催されております。平成22年度からは、75歳からそれぞれの節目の年を迎えられた方々を招待して、内容にも参加者からの希望も受け入れていただいて、酒席を設けて、より交流を深めていただけるように改善されました。以来、今年で4回目の開催となりました。招待者にも事情があるのでしょうか、例年約35%程度の出席となっております。将来ますます高齢化に向かう中で、より内容が豊かで、より楽しんでいただける「敬老祭」とするため、今後のあり方や、さらに、夫婦として共に50年、めでたく「金婚式」の節目を迎えられた方々のお祝を加えることについての提言も含めて、以下の件について、町長の考え方を伺いたいと思います。

1として、「敬老祭」への節目の招待制になってから4年が経過いたしました。参加者からの声や参加されない方の状況などは、どのように把握されているのか。また、現行の「敬老祭」をどのように評価されているのか伺います。

2として、以前から参加者の希望でありました出席名簿がほしいという声がありました。どのように対応されたのか。また、現在の会場の席の配置はどういう考え方で決めているのか。この2点の経緯を伺いたいと思います。

3として、現在のところ参加人数は、約150名前後でありますけれども、公民館ホール会場には、最大何名の敬老祝賀会が可能と考えているのか。想定されている内容を伺いたいと思います。

4として、これは私からの提言となりますが、縁あって結ばれた夫婦がこの町をふるさとして共に過ごした50年、幾多の苦労を乗り越えてめでたく「金婚式」という節目の年を迎えられました。そのご夫婦の思い出をかたちとして町民のお祝いごととして長寿を

祝う「敬老祭」に新しい華を添えるような内容で開催されてはどうか。

今後も進むであろう高齢化社会、そして、核家族化の中で、この町だからこそできる、よりやさしく、深い敬愛の思いのこもった「敬老祝賀会」の1日になればと思ひまして提言いたします。

以上、4件について、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、恒例の「敬老祭」と「金婚式」について、ご提言を含めて4点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「節目の招待制になって4年が経過したが、参加者の声と参加されない方々の状況把握、さらに現行の敬老祭をどのように評価しているか」とのお尋ねであります。今年の敬老祭につきましては、関係各位のご理解とご協力のもと、先日9月6日に開催し、今回で62回目を数えることができました。

昭和26年11月1日の町制施行後、翌年の昭和27年に、訓子府村連合青年団が主催したのが始まりとお聞きしておりますが、以来、毎年開催していることとなります。

今年の敬老祭につきましては、静寿園を除く対象者395名の方に対し、往復はがきによりご案内を差し上げ、出欠の報告をいただき準備を進めてきましたが、当日出席をいただいた方が147名で、率にして申しますと37.2%の出席率となりました。

この敬老祭につきましては、数え年75歳以上の方を対象にご案内し、平成13年度までは、公民館で開催、高齢化の進展に伴い対象者が増え、公民館の会場では開催できなくなったことから、平成14年度からは、スポーツセンターのアリーナを会場に出席された皆さんで飲食を共にする方式で開催しておりました。

この間、行政改革等による歳出経費の見直しがあり敬老祭の飲食経費も削減を余儀なくされ、平成17年度からは、公民館に会場を戻し、お茶やおつまみ程度の袋菓子でテーブルを置かずに、イス席のみで開催することになりました。

その後、3年ほどこの方式により開催しておりましたが、出席率が低く、その原因は飲食を共にしないことによるものではないかという多くのご意見をいただき、老人クラブ連合会の役員の方々とともに2年にわたり協議をさせていただき、会場の関係から全員にはご案内できないことから、米寿等の節目を迎えた方を対象に以前の飲食を共にする方法による敬老祭のかたちで実施することになり、現在に至っております。

今年で4回目のこの方式であります。平成22年度から毎年アンケートを実施して参加された皆様の声をお聞きしているところですが、今年も敬老祭当日にご出席いただいた方に対して、よつば会や民生委員児童委員のボランティアの皆様のご協力をいただきながら、アンケートへのご記入をお願いしました。今回の回収率は91%となっており、回答の中身をみますと、式典の時間が長いなど、いくつかのご指摘はございましたけれども、式典・祝宴・料理・飲み物等の項目について、ほとんどの方から「現状のままでよい」との回答をいただいているところでございます。

「参加されない方々の状況」につきましては、今年度の招待者395名に対して欠席者が248名となっておりますが、欠席の事由については、個別的な把握はしていませんが、考えられる状況としましては、当日の都合がつかない方、高齢ということから積極的に外出をされない方、送迎等、足の確保が十分にできない方、現在の要介護認定の状況か

ら健康面で参加できない方等々がいらっしゃることと認識しております。

「敬老祭の評価」につきましては、先ほどのアンケートの結果や、当日の会場の様子、あるいは皆さんの笑顔を拝見しておりますと、本当に多くの参加者の皆さんにご満足いただいているものと実感しております。今後につきましても、よつば会や民生委員児童委員のボランティアの皆さんをはじめ、演芸のご披露をいただきます各文化団体の皆さん、さらに、うどん、そばの提供をいただいております商工会の皆さんのご協力をいただきながら、参加された皆さんに喜んでもらえるように、このかたちを継続して開催してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の「出席者名簿についての対応と会場の席の配置の決め方」についてのお尋ねですが、個人情報保護法をはじめ訓子府町個人情報保護条例等の定めによって、その情報の取り扱いには慎重に丁寧に対応してきておりますが、以前から出席者名簿につきましては、お手伝いをいただくボランティアの皆さんや議員の皆様から、また総務文教常任委員会の所管事務調査においても要望が出されていたところであります。

これを受けまして、現在、町が実施するこれらの祝賀会行事について、名簿を出していない成人式の所管課である教育委員会社会教育課と敬老祭の所管課である福祉保健課と個人情報の関係から総務課が入りまして、今後の名簿の取り扱いについて協議をし、今年度から、出欠確認のはがきの中で「氏名の名簿掲載の可否」を確認し、了承を得られた方のみ、当日のしおりに掲載することで整理をしまして、先日の敬老祭から参加者の交流の一助に活用していただいたところでございます。

また、「会場の席の配置」につきましては、各町内会・実践会単位で同席いただくことを基本に1テーブルの可能座席数に当てはまるように調整して配置させていただいております。また、ステージを観覧するための位置関係につきましても、町内会と実践会双方において毎年同じ位置にならないように、前後の入れ替えを行いながら配慮しているところでございます。

3点目の「会場の最大収容人数」についてのお尋ねですが、過去には公民館講堂での結婚祝賀会では、360名もの座席設定を行っていたこともあります。現在の敬老祭においては、各テーブルを回って記念品をお渡しすることもあり、また高齢で足が不自由であったり、車イスでお越しいただく場合やボランティアさんのお手伝いの動線等を考えますと、丸テーブルで20テーブル、座席数で200名程度が限界であると考えており、ボランティアさんを30名とすると、参加者人数は170名程度になろうかと思っておりますので、この点についてもご理解をいただきたいと思います。

4点目の「金婚式を迎えたご夫婦を敬老祭でお祝いしてはどうか」という議員から大変貴重なご提案をいただきました。私も、50年幾多の苦勞を乗り越え、めでたく金婚式を迎えられたご夫婦を敬老祭にお迎えし、皆様と一緒に祝いさせていただくということは、とても素晴らしいことだと考えますが、町ではその対象者を把握することは、1つは、困難であり、対象となる方からの申し出によることでしか把握できないことから、ある意味での公平を欠く場面も出てくるのかと思います。

また、3点目でもお答えしましたように会場の広さにも制限がありますことから、来年度は75歳以上の人口も1千人を超えてくるような状況もあり、これからますます対象者が増えてくることを考えますと、現在の敬老祭に招待する年齢や節目についても引き上げ

ていかなければならない時代も予想されるところです。そのような中で、他の町では金婚式のお祝いをしているところもあるようでございますが、本来、ご夫婦のことであり、ご家族やお身内でお祝いすべきものと思われまので、現時点での考えはございませんので、この点についてもご理解をいただきたいと思います。

管内的にも本町のように飲食を共にする開催方法で実施しているところは少ない状況ではありますが、今年の敬老祭には、満100歳を迎えた方にご出席をいただきましたことから、急きょ花束を贈呈させていただき、出席された皆さんでお祝いをさせていただきました。ご本人にも大変喜んでいただきましたし、このような工夫を重ねながら敬老祭を開催していきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点につきまして、お答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） まず、1と2の件について、お伺いいたします。私は以前から敬老祭の祝賀会を折を見て拝見した経過がございます。今回も会場全体を見学できる場所を開けていただいて、40分か、もう少し時間があつたでしょうか、その後、参加者ともお話することができました。平成25年度の敬老祭では、かねて希望であつた出席名簿が配付されていまして。これを会場では、出席された方々が、それぞれに幾度も確認をしている様子が見られまして大変良かったと思っております。おそらく当分の間、思い出として、大切に見られることと思います。そこで伺います。この名簿の作成について、その賛否をとったという答弁がありますけれども、その内容、出席者の内容は数として、どういう内容であつたのか。名簿に載せる、載せないの数、それがどういう内容であつたのか。

また、主催者の目標としては、参加率を上げることが目的ではないと思ひますけれども、次回に向けては、ぜひ欠席される方の理由や、今、町長から答弁がありましたけれども、想定でいろいろなことがあげられましたけれども、欠席される方の理由や敬老祭の意見を返信はがきのコーナーに設けて、より楽しんでいただける内容の改善も必要と思ひますが、この2点について、とりあえず伺ひます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） ただいま、今回から名簿を出した敬老祭に名簿を配布させていただきましたけれども、その数の状況はどうだったのかということでございます。先ほど町長の答弁の中で、今回の当日出席をいただいた方は147名でございますが、はがきでの回答では、155名の方が出席をいただけるということで、当日8名ほどが出席できなかったのですけれども、その155名のうち、名簿に載せてもらつては困るという方が1名いらっしゃいました。回答の中で、あと2、3名の方が実はいらっしゃったんですけれども、その方々には全て電話で確認を再度させていただいて、回答の趣旨はあつているのかということを確認させていただいて、他の方は載せてもいいよということで、勘違いをしていた方もいましたけれども、1名の方につきましては、載せてもらつては困るということで、1名の方が今回載っていないということになります。

それから、参加率を上げれば良いということでは、参加率が一番100%になればいいのでしょうか、なかなかそうもいかない中で、出欠のはがきで欠席の理由だったり、敬老祭に対する意見を聞いてはどうかということでございますが、今、名簿に載せる欄を

設けたり、うどん、そばのどちらがいいかということを知ったり、車イスで来ることになるのかということを知りたがっている部分がありますので、まず改善の内容だったり、欠席の理由だったりということまでの聞きとりというのは、なかなか難しいのかなと今の段階では考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 約37%、過去4年を見ますと大体35%の出席ですけれども、それぞれの事情があって出られない方だと思います。けれども主催者としては、特別な事情がない限り、ぜひ出てにぎやかにしてほしいというのが狙いだと思いますし、その内容がもし聞き取れるのであれば、改善をして対応されるのも1つの次回に向けての私は対策と考えますので、内部で少し出席されない方の声というのもどこかで聞くのがいいのかなと。先ほどの答弁で町長は現状に満足しているということですので、ちょっと主催する側の代表が満足していれば、それで良いとは思いませんけれども、できれば同じ町に住んでいる同じ町で苦勞した高齢者ですので、やはり出席されない人の思いもあるかもしれませんけれども、あの人に会いたいなとそういう方もいると思いますので、もし可能な限りそういう方向に努力をしていただきたい。検討してください。

次に、この町の敬老祭というのは、私は文字どおり節目を迎えた高齢者をお祝いするお祭りだと思っております。従いまして少しでも楽しんで喜んで帰っていただきたいというのが私の思いであります。そこで現在の席の設定の件でありますけれども、答弁にありましたように参加者の地域ごとになっているようでありまして、私はこの席の設定について、意に合わないと思っております。どう感じているのか招待者にも伺いました。その声として、地域でいつも顔を合わせている人ばかりが同席では話題も少なく退屈だと。せっかく節目、節目の招待をした訳ですから、その意味合いからも節目ごとの席にしてほしい。米寿なら米寿の席とか、そういうカードをあげて、そこにかためてはできないのかという意味であります。そういう声が非常に多くございました。もしかすると先ほどの答弁にありましたように時間が長いというのも遠くから見ていると、ここにおいでで議長や町長、傍聴の柴田さん、あるいはボランティアの方々は、非常に積極的に動きますけれども、なかなか何て言いますか、そういう会場に慣れない方は、座ったきりでいるんですね。それを考えると、できればそういう節目ごとの配置ですと、いわゆる同窓会的な設定になりますけれども、そのことによりまして、おそらくその場に私がいたと仮説しますと共通の話題も豊富であり、また、3年なり2年後の再会が楽しみである。次回の節目を心待ちにする夢があり、交流の広がりにつながるとは思いますけれども、この席の配置について、検討される余地はないのか、この考え方について、ぜひ考え方を伺わせてください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、席の問題で話をさせていただきましたけれども、前段の質問でちょっと感ずるところを欠席されている方のご意見も聞くべきではないかということに関連して、決め方の問題と2つ私から答弁をさせていただきたいと思います。

管内的な状況、敬老祭、私どもの町のようにして開催しているのは、まず半分、これをご理解いただいているのではないかと。出席率、大体多いところで40%、少ないところだと20%ぐらいというのが一般的でありますから、私自身は皆が来ている人たちが喜んでくれるから、それで良いという思いは一方でありながらも、何とかできるだけこのパー

センテージを上げていく方法はないのかという考え方を持っています。ただし置戸町は50%から70%です。どういうふうにしているかという各集落ごとの公民館、かつての境野、秋田、勝山等々で各地区ごとの住民の人たちが開催しているという方法をとっているところは高い。その点でいくと、うちの方式がいつまでできるかということも含めて将来的な検討課題だろう。もう1つ、北見市がこの間道新だったと思いますけど出ていたんですけど、意外と出席率がいいんですね。出席率がいい。市民会館に集めて、そして市長が挨拶して、あと何かイベントをやって、100歳以上の方に花束を渡して記念品を渡すというパターンなんですけども、見ていますと記念品とあわせて祝金を渡しているんじゃないかと思うんですよ。例えば、100歳以上の方に1万円相当と記念品を渡して、祝金は市のお金で77歳で1万円、88歳で3万円、99歳で5万円、これは、この金額については、旧端野町、旧留辺蘂町、旧常呂町も同じやり方で金額は同じということな訳です。出席率でいうと北見市が80%前後、旧端野町で45%、旧留辺蘂で35から38%ということで考えますと総体的にみて、うちの町が極端に低いということではなくて、大体平均的な状況ではないのか。ある意味では、お祝い金が渡されることの是非はありますが、うちとしては、敬老祝金というのは、財政上の問題もあって、もう必要ないんじゃないかということで、前深見町長の時代に廃止をした経緯がございますから、即これらのことをやるかどうかということ、また別の問題はありますけれども、いずれにしても、1つは、開催方法をめぐっては、やっていないところ、それから、うちの方式をとっているところ、地域開催方式、こういう3つの流れがあるということで、ご理解いただきたい。その点で言うと名簿の問題もさっき出ていましたけれども、これも課長会議でかなり議論をさせていただきました。敬老祭の名簿を出すんだったら成人式の名簿は、なぜ出さないのか、もっといくと入学者名簿はどうするのかとか、いろいろな問題がありますけれども、やはり基本的には、ご本人の同意を得なければならないだろうということで、ちょっと事務的には大変ですけれどもやってみようということで、先ほど課長が申しましたように1名の方が名前を掲載するのは嫌だということを言っておられる。全体としてはご理解をいただいたのではないかとということで、後は来なかった方に対する意見をどういうふうにして把握するのかということも、これはやりますということは、ちょっと言えませんが、事務的なことも含めて、どういうかたちでやれば、いろいろな意見がもっと聞けるのかなという点での可能性については、事務的に検討をさせていただきたいというふうに思っています。

それから、もう1点の座席の並べ方の問題です。実は私このアンケートを非常に関心があって4年間のアンケートを職員に事前にもらったり、後からもらって大体読ませていただいています。ほぼ、例えば今年の全体的に言いますと、このままでいいんだというのが107名、そして、少し変えたほうがいいというのが4名、これは例えば宴について、乾杯、余興から、最後までについても111名と少し変えたほうがいいというのが5名、それからオードブル等についても、味についてよかった108名、よくなかった4名、量よかった68名、多かった9名、うんぬんとかこう出ている訳です。大体9割以上の方にご満足いただいたら、まず良しとしなければならないのではないのか。大体9割なんてことは普通のことであり得ない。そして、お気づきの点があったらご記入くださいということなんですけれども、例えば座席の決め方については「各町内会ごとにせず、自由に席に座

れるほうがよいと思います。日頃顔をあわせない方とも話をして親しみを持ちたいと思います」と言うのは、佐藤議員が言われている考え方、またもう一方では「地域ごとに分かれて席を設けてくださったことは、大変よく感謝申し上げます」という意見もある。これは全体的にそうなのですが、右がいいという人と左がいい人というのは1つにはならないという点でいくと、非常に難しい問題を含んでいるということですから、それからボランティアさんが地域のかかわりのある民生児童委員さんが座ってもらったりしていますので、その点では、顔を覚えたり話かけたりするということもあって、かなりいろいろな点では担当部局で配慮しながらやっているということもありますので、地域ごとに一番前の席が協成ばかりだと困るということで、高園が前に来るとか、こういう配慮もしながら回したりなんかしているようでございますので、それから、中で見ていますと、ぱっと自分が違うところに行って座って奥さんのそばに行くとか、いろいろなことをやっている方もおりますし、そこのところは、柔軟に構えながら当日運営しているというのが、担当の総体としての思いではないのか。ですから、今言われたようにバラバラにするのがいいかどうかという、安全の問題や送迎だとか、いろいろな問題を含めて総体的な検討が必要なのじゃないかと思いますので、参考意見として聞かせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 開催の方法ですけれども、以前にも全体で75歳以上全員でやるのから節目に変わった時に、いろいろ論議をした経過を私は記憶にあります。節目としてやるのが私は今、非常にいろいろ改善されて良くなっているなというふうに感じておりますし、管内のいろいろな取り組み方は、それぞれの町にあった方法だと思いますし、それはそれでその方法が一番地域では適切だとしてやっているんだと思います。ただ、どの町も、私の町もそうですけれども、老人に対する、私もそういう年代に入りましたけれども、協議と言いますか、そういう面から言いますと敬愛の精神の表現として、この敬老祭というのは、ぜひ大事にしていきたいというのがこの質問の大きな狙いでもあります。

一時、当時、全体から節目に変わった時に町長もちょっと荒いような言い方をして一時はやめようと思っていますというぐらいな選択肢も出しましたけれども、私は地域、そして、そこに住んでおられるこの町で苦勞してやっとな自分の自由な時間が持てて、そういう催し物に出るというのは、私は非常に楽しみにしている方が多いと思いますので、ぜひいろいろな方法があろうかと思いますが、今、町長の答弁にありました私の考え方もぜひ参考にして、特に、席の設定については、例えば、私が75歳で出席したらどうなるんだろうなと考えた時に、まだおかげさんで自由に行動できますから、その席の同級生10人か20人で、もしかしたら干支の会と同じように、まだ明るいけど、どこかの店を開けてもらって一杯やろうというような、もしかしたら、そういう楽しみもできるのかなというふうに考えましたので、席については、ご検討いただきたい。

それとずっと上から見ていますと、先ほど言いましたように非常に慣れた方は、席を離れて名簿を見ながら訪ねていくというのが中にはいるんですけれども、どうしてもやはり座ったきりで、おそらく時間が長く感じるというのは、そういう方々だと思うのです。やはり同世代の人というのは、地域の人と話が合うかもしれませんが、そういうかたちで組んでみた時に、また違う、このままで良いという100名のほかに、もしかしたら

違う方法のやり方を試みても1つの私には方法ではないかと考えます。現状だからこれでいいやと思う観念的なものがありますから、もしかしたら別の方法で、今年は終わりましたが、来年度、再来年度に向けて関係する方に相談を、対象者といいますか、高齢の方に相談をして、こういう話もあるんだけどもどうだろうということもぜひひとつ検討の幅を広げていただきたいというふうに課題として、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほど申しましたように席の並べ方等については、参考意見とさせていただきますということでご理解いただきたいというのは変わりません。

ただ、改めて、4年たちましたので、来年5年になりますから、老人クラブ連合会、それから、お世話いただいているボランティアや民生児童委員の皆さんのご意見を聞いてみるということも頭の中では先ほど質問を受けて考えておりましたので、ご当人に話を聞くというのは、なかなか難しい問題もありますので、ちょっとその辺の支えていただいている方々のご意見も参考にしながら、次期、来年度以降のことに進めていきたい。

それから、私は平成14年度の福祉保健課長の時に、今考えたらかなり乱暴だったかもしれないけど、スポーツセンターで開催した時の私は課長でした。トイレの問題とか、それから、体育館のアリーナにシートを敷いてやる。これは大変な状況の中で、それからステージもなかったものですから、建設協会にお願いをしてステージをつくっていただいたり、そして、75歳以上全員でしたから、当時、600、700ぐらいの数になるということで、そういう会場を用意しました。しかし、これはあまりにも職員の負担が多すぎる。3年間で見直しをして、1席にして黙って見ている感じにしたんですけども、今のかたちをとった時に、菊池町長は、年寄りに冷たいという批判も受けました。実態として、スペースの問題でいかんともしがたい。私はぜひお呼びしたいという思いがありながらもできなかったということで、何とか75歳を全員、そして、その節目ごとに呼ばせていただいた。そうすると米寿と80何歳かの間が開き過ぎる。84歳を増やしたりとか、そういう可能な限り努力しながら、職員のほうで知恵をしばりあってやっているということでございますので、今、座席等のことについては、関係機関、団体等にご意見を伺いながら来年度に向けて、またさらに喜ばれるような、この敬老祭を進めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） この場所で、ちょっと申し遅れましたけれども、この場で申し上げますけれども、当日ボランティアの動きが非常に30名の方が手配よく動いておりまして、至れり尽くせりだなということを感じましたので、ここでお礼を申しておきたいと思ひます。

次に、3と4についてであります。

今までいろいろと答弁の中にありましたように、最近の招待者は、ここ4年ぐらい、概ね350人から450名で、そのうちの約35、6%が出席という内容になっておりますけれども、公民館での祝賀会は、例えば、現在150名でありますけれども、私は200名だったら盛会だろうな、それ以上だったらもっと楽しいだろうなと思っております。おそらく参加された方々も大勢の人がいて、不便だということはないと思います。やはり大勢がいればいるほど私は楽しいんだというふうに思っております。祝賀会というのは、

大勢の仲間と楽しむものだと思っております。それが基本だと思います。そこに祝賀会の価値があるのだと私は思っております。そこで、4点目の今までの質問の経過を踏まえての提言でありますけれども、敬老祭に合同の金婚式を加えるという件であります。それは提言を考えた2つのきっかけがございますので、紹介をいたします。

1つ目は、この春、あるボランティアで叶橋の清掃作業に参加した時のことでした。同じ作業をしていた農家の高齢者の方からこんなお話がありました。私の妹は遠く群馬県の大泉町、人口4万人と言っております。その町へ嫁いで行った。いろいろ苦労も多かったけれども今は元気で金婚式を迎えることができた。その喜びの長い手紙と夫婦の記念写真があつて、ふるさとの訓子府にいる兄弟たちに今は幸せでいるからと知らせてほしいという内容だったそうです。妹夫婦には、この金婚式は、生涯忘れることのない思い出となるだろうとその高齢者の方は言っていました。私も大変感動いたしまして、改めて後日その農家の自宅へ伺いまして、いろいろとその話を聞いてまいりました。大変熱心な人で、その約1カ月後に大泉町の妹さんから私の町の広報誌など参考になればと、わざわざ送っていただきました。そこには、町主催の合同金婚式典とあり、平成25年度は、53組が対象の夫婦で、参加者には、記念の集合写真と^{けいしゆく}慶祝状が渡されたようでした。

また、2つ目のきっかけとしては、以前、訓子府町の広報で平成13年1月から19年4月まで6年間、シリーズ夫婦円満として、76組の町の夫婦を写真とインタビューで紹介された時がございました。そこには、インタビューの内容で、結婚当時の思い出、今までを振り返って、苦労を乗り越えた今の楽しみは、そして最後に夫婦円満の秘訣はとして結んであります。私には、昔からよく顔をあわせた知人ばかりでしたので、それぞれの夫婦の姿に多くの人生の道標^{みちしるべ}を感じたところであります。このような人情味のある、心温まるテーマに、ともすると固い町の広報イメージから私たち町民の広報として親近感も感じました。

以上、2つのきっかけから、この春以来、いろいろな方から意見を伺いまして、何とかこの町でも合同の金婚式を迎えたご夫婦をお祝いするかたちとしての思い出を残していけないものかと、そういう思いから提言に至りました。先ほど申し上げました高齢化が進み、核家族が多くなり、子どもや孫たちに祝ってもらえない夫婦も多いと思いますので、5,400人の町民、この町だからできる、こんな祝い事もあったらと考えました。将来の人口推計、おそらくそういう方向に向かうと思いますが、30年後、私は100歳になりますけれども、その時には、3,100人という推計が出ております。ぜひ、そういう高齢者の思い出の多い町と言いますか、そういうことも含めて、こんな祝い事もあったらと考えますので、最後の質問も終わりますので、町長のお考え方を、この金婚式について、伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 昼食の関係もありますので、答弁は午後からということで、よろしくお願いをしたいと思います。^{かきよう}佳境になっておりますけれども、最後にいい答弁があると思いますので、午後1時から参集ということで、昼食にしたいと思います。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、引き続き一般質問を継続いたします。

再質問の再答弁からスタートしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

町長。

○町長（菊池一春君） 2点、お話をさせていただきたいと思います。

1つは、できるだけ大勢の人で、この敬老祭というのは、参加したことによって楽しみがまた倍化するといひましようか、大勢いれば楽しんだという意見でございました。私もその辺は同感でございます。その点では、先ほども言いましたようにこれからできるだけ多くの方が参加していただけるような努力を職員共々これから進めていきたいと考えております。

ただ、377名の対象者、170名が仮に出席してボランティアの方々含めて200名が1つの一番スムーズにいく敬老祭の設定ではないのかという、これは私どもがそういう事務的にもつめた段階で、そういうふうに思っています。じゃあ377名全員出席ときたらどうするかという議論は必ずある訳で、これは万全を期して377名出席になったら多目的ホールも含めて、2会場にしてもやるというのが、これは私どもの基本的なスタンスですから、可能な限り出席者の増と可能な限りの対応をしていきたい。

さらに言いますと私自身が町長を就任している間は、この敬老祭は、継続をさせていただく。これは私自身の基本的なスタンスとして、そのように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

それから、金婚式の問題でいきますと、職員のほうでもずいぶん全国の金婚式をやっているところの資料を集めていただいて私のほうにもいただいておりますけれども、大きく分けて、どうやら3つに分類されているのではないかという感じがしています。

1つは、金婚式と敬老祭を一緒にやる方法であります。金婚を祝うという会と敬老を祝うというやり方が1つです。

それから、同じようですけど、一部を金婚式にして、二部を敬老会にするというやり方をしているところがあります。

それから、まったく別々の敬老会とは別に金婚を祝う会というかたちで行っているところがございます。

いずれも1つは一同に会してという点で申しますとうちで言うと節目の年齢ということを書いておりますから、さらにこれをまた一緒にやるということについては、非常に難しい問題が私はあるのではないのかなというふうに、今まだ確信的なと言いましようか、断言はできませんけれども非常に難しい。

それから、そのように考えると一部と二部の時間を区切ってやるという方法がどうなのかという点でも、同じようなやはり状況が出てくるのではないのか。最終的に例えば、敬老祭とは別に金婚式を祝う会をやるということが行政的な判断に立てるかかどうかというのは、ちょっと私自身は今すぐわかりましたと言えない。1つは、ためらいがあります。例えば、私の長いこと社会教育の職員をやらせていただきました。今も続いておりますけれども、若がえり学級の修学旅行があります。何度も引率をさせていただいて思うのですが、私が担当している時には、夫婦と言えども一緒の部屋にはさせませんでした。一緒にして

ほしいという人と、それから、特に、女性のほうが多かったんですけれども、今さら夫と一緒になんかの部屋にならなくてもいいという人と、男は一緒にになりたいというのが多かった訳ですけれども、これも困って、どうして一緒にさせないって言ったら、子どもができたら困るからなんて言って、実は、ご夫婦が健在である方についてはいいんですけれども、やっぱり一緒に苦労してきた方が、片方が何らかのかたちで亡くなった人たちの、そういう人たちをどういうふうにとらえるかということを考えていくと、やはり非常に私自身の心の中に、金婚式はめでたいことだけれども、そうやって祝うことがいいのか、むしろ身内や親戚の方たちが祝うということのほうが私は妥当性があるのではないのかなというふうに思います。それから私が訓子府に来た時の青年団というのは、上原副議長たちの年代であります。大体、年間30組くらの結婚式がございました。これは農家の青年が圧倒的に多かった。おそらく、その世代になってきますと50組というのが、もうまんざら嘘じゃないという感じになりますから、50組の金婚の方たちなら100名招待ということになりますから、そうこう考えていくと、やっているところというのは、大阪だとかいろいろなところがありますけれども、道内では占冠、比較的小さな村とかなんかが多いということもありますから、もうちょっと現実的な、いろいろな状況を勘案しながら、この金婚式のことは、議会ともご相談させていただきながら、最終的な結論をいずれかの機会にまた皆さんとご相談させていただく。しかし、今の時点では、即やりますという答弁ができないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 先ほどお昼が近かったので、最後の質問となりましたけれども、少し時間がありますので、繰り返しになる点もあるかもしれませんが、もう少し伺いたいと思います。

実は、前段で敬老祭の状況を細かく伺ったのは、それに合同の金婚式を加えてはどうかという前提のお話でした。それともう1つあるのは、高齢化は進みますけれども、全体の人口としては、かなり小規模になる町として、1つのそういう老人に対する、社会に対する1つの思いというのを表現したらどうですかという思いがありました。それで今3つの金婚式の資料を集められたそうですから、本当に熱心な対応だと思いますけれども、その大泉町のあれは4万人と言いましたけれども、そこは敬老祭はありません。いわゆる何らかの経過があって、そういうふうに通婚式を合同でというふうになったんだと思います。そこで今、町長も申されましたけれども、不幸にして片方の連れ添いが亡くなった。もちろんそういう配慮もありますけれども、金婚式というのは、特別なものでありまして、夫婦揃って50年というのは、例を出して上原君の世代には、かなり多かったと思いますけれども、人口4万人の世界で訓子府の町を単純に比較しますと、その8分の1ですから、そんなに数としては多くないのかなという試みの考え方を持っておりますので、その点のことも含めながら、今後もしご検討いただけるのであれば、私は大勢の人に聞いた訳じゃありませんけれども、こういう催し物というのはどうですかと言ったら、いいなという、私が会ったから、それがだめだと言わなかったかもしれませんが、長寿社会のお祝い事の1つになればということでお話いたしました。

そこで、具体的にお聞きしますけど、先ほどの答弁の中で「対象者を把握することは困難であり」ということがありましたけれども、これはかなり難しいことなのではないでしょうか。

例えば、先ほどのきっかけの2番目に申し上げました、円満夫婦のシリーズの中では、何年何月何日結婚と大きく見出しに出ておりましたし、どこで調べたのか、伺ってそういうふうになったのかわかりませんけれども、これは戸籍にかかわるからというか、難しく言えばあるのかもしれませんが、これは把握するのは困難でありということの対象になるのでしょうか。だめなんですか、調べられないのですか。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 結婚した年月日を特定するということですよね。ただ、戸籍を調べれば、わからない訳ではないですが、それはあくまでも本籍が訓子府町にある人ということだけで、訓子府の住民であるから戸籍がある訳じゃなくて、そういうことを言えば、まず、全員を調査するというのは、物理的に不可能ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 一般町民の考え方として、直接、役所の人とそういう固い考えはちょっと気が付かなかったんですけれども、お祝い事ですから、これが先ほどの町長にありましたように、将来増えてどうもなくなったらという考えもあるでしょうけれども、これが5年も10年も続かなきゃだめだということじゃなくて、その時はその時でまた方法を、そのことが障害となるのでしたらですよ。会場のことで障害になるのでしたら、その時はその時で10年先なり、何なりを考えればいいのかとも、ちょっとお昼休みにそう思いました。

これで、この件についての質問は終わりますけれども、そこにもいろいろと資料があるようですけれども、せっかく大泉町のほうから広報が、それに関する資料がたくさんは載っていませんけれども、写真入りで載っていますので、もし検討の中で必要とあれば提供したいと思いますので、ご利用いただきたいと思います。

質問終わります。

○議長（橋本憲治君） 2番、佐藤静基君の質問が終わりました。

次は、3番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山由美子です。通告書に従いまして質問をいたします。

本町の学校教育現場における課題と対応策について、教育長に伺います。

いつの世も子どもは国の宝、地域の宝、何よりも両親にとって、かけがえのない宝です。義務教育を終える9年間でたくさんの知識とさまざまな遊びや体験から大きく成長し、そのための学校教育現場は、子どもたちにとって、明るく楽しく安心・安全な場所でなければならないと思います。時代の移り変わりの過程で教育の法律が変わっても子どもにとって最良の教育環境であるべきで、そのために細やかな指導や支援体制の充実が求められると思います。とりわけ教育に力を注いでいる本町の教育現場でのさまざまな課題と対応策について、教育長に伺います。

1点目、アレルギー疾患を抱える児童、生徒の実態と給食時の対応はどのようになされていますか。

2点目、さまざまな悩みを抱える児童、生徒への相談体制は十分なされていますか。

3点目、本町の子どもたちの学力や体力への評価と主体的にのびのびと学んだり活動す

るために各学校がどのような取り組みをしていますか。

4 点目、本町の特別支援教育の現況と課題は何ですか。

5 点目、教育委員会制度のあり方について、教育長の見解を伺います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、訓子府町の学校教育現場における課題と対応策について、5 点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

今日、本町におきましても少子高齢化の進行、過疎化、高度情報化や住民ニーズの多様化などにより、社会状況が大きく変化し、そして、教育を取り巻く環境にも大きな影響を与えております。このように変化の激しい社会にあって、本町の未来を担う子どもたちが夢と希望を持つことができるよう、豊かな心と知性をバランスよく育て、現代社会を生きていく「人間力」を育むために、学校や家庭、地域が連携を深めながら、学び活動できる、より良い教育環境づくりに努めているところでございます。

まず、1 点目の「アレルギー疾患を抱える児童生徒の実態と給食時の対応」についてのお尋ねですが、給食センターでは、毎年 1 学期開始時に児童生徒のアレルギーに対する全保護者からの取りまとめを行っており、本年度は幼稚園、小学校、中学校で全体の 8 %にあたる計 31 名からアレルギー申告がありました。

本町における学校給食でのアレルギー対応としては、申請のあった原因食材を除いて給食を提供する「除去食対応」と、原因食材を学校給食から除き、失われた栄養価を別の食品を活用して給食を提供する「代替食対応」があり、除去食はナッツなど種実類が多く、代替食は魚類、果物類が多くなっております。

アレルギー食の献立表は、除去や代替食を明記し、担任と保護者に事前配布し内容を確認しております。これら対応した給食は個別に名前入りの容器に入れて配送し、その品目については「おかわり禁止」として、担任も含めて情報共有し事故のないように細心の注意を払い対応しておりますのでご理解願います。

次に 2 点目の「悩みを抱える児童生徒への相談体制」についてのお尋ねですが、まず悩みを持つ児童生徒を把握することが必要で、学校生活などで生徒とのふれあいの場を多く持つことや各学級の生活の様子を担当だけではなく職員全体で観察するなどして、日頃から目を配り、子どもたちの様子や変化を見逃さないよう努めています。また、年に 2 回実施している「いじめのアンケート調査」も悩みなどを把握する 1 つの手だてと位置付けております。

悩みを抱える児童生徒の対応につきましては、その内容や程度によって異なりますが、一般的には学級担任による面談、必要に応じ学年主任や教頭も含めた相談を行い、場合によっては保護者を交えた話し合い等により悩みの解決に向けて努力することとしております。

さらに専門的なアドバイスが必要な場合は、本町で配置しております教育相談員やスクールカウンセラーを活用し対応を行うなどの教育相談体制となっております。

子どもたちの悩みの原因は子ども自身の問題、友人や家族の問題、社会的風潮の影響などさまざまな要因が絡み合っておりますが、学校を中心に家庭、地域の皆さんとも緊密な連携を図りながら、子どもたちを常に見守っていくことが重要と認識しておりますので、ご理解をお願いします。

次に、3点目の「本町の子どもたちの学力や体力への評価と各学校における取り組み」についてのお尋ねですが、まず毎年実施されている全国学力・学習状況調査及び体力・運動能力、運動習慣等の調査結果につきましては、町議会においても従来から説明しておりますが、本町におきましては文部科学省の実施要領や北海道教育委員会の指導に基づくとともに、学校数が少なく町全体の結果を公表すると学校が特定され序列化や過度の競争につながることから公表を行わないこととしておりますので、ご理解をお願いします。

なお、報道などご承知と思いますが、本年4月に実施された調査を含め、北海道の子どもたちの学力における結果は6年連続で全国平均を大きく下回り、北海道教育委員会としては、学校への「チャレンジテスト」など反復学習教材の配付や保護者に対する学力向上、生活習慣改善等の文書を配布するなど、危機感を持って対応しており、本町の教育委員会としても、各学校と連携して基礎学力向上に向けた取り組みに努めているところでございます。

本町における調査結果に基づく対策といたしましては、この調査結果で把握した成果と課題を各学校でそれぞれ分析・検証し「学力向上学校改善プラン」を作成するなどの指導の改善等に努めており、これらの実践を通じて各学校のそれぞれの取り組みを進めております。

また、体力面では、全国的な傾向でもありますが、二極化が進んでおり、本町としては運動習慣を身に付けることが重要と考えており、少年団活動や部活動への参加促進、学校生活で体を動かす機会を増やすことや体育の授業において運動時間の確保や運動の意義、楽しさを理解させる指導を実施し、体力の増進に取り組んでいるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の「本町の特別支援教育の現状と課題」についてのお尋ねですが、まず、各学校の特別支援学級の在籍状況等を説明いたしますが、現在、訓子府小学校で4クラス9名、居武士小学校で1クラス1名、訓子府中学校で4クラス7名となっております。10年前は小中あわせて4名の在籍者であったことを考えますと、特別支援教育の浸透もあり、全国的な傾向でもありますが、クラス数、在籍者数とも増加しております。

本町においては、道で配置しております教職員に加えて、個々の能力に応じた支援などを強化するために、訓子府小学校に2名、居武士小学校に1名の町の特別支援教育支援員を配置するなど、特別支援教育の充実に努めているところであります。

また、昨年度発足した保健師や子育て支援センター職員も含めた、幼保、小中学校の教職員の有志による「訓子府町子育て・特別支援を語る会」の効果もあり、学校や組織を超えた連携が強化され、就学前の子どもの情報や現在、普通学級に在籍しており、支援を要すると思われる児童生徒の実態把握や共通理解の構築など、本町における特別支援に対する取り組みは成果を上げつつあると認識しております。

特別支援教育の課題としては、本町に限ったものではございませんが、支援を要する子どもたちは増加しており、また、障がいの種類もさまざまである中、個々の能力に応じた自立への発達を促す教育を行うには、専門性を持った教職員の育成が欠かせませんが、現状ではまだ十分とは言えず、今後とも、特別支援教育を専門とする教員の育成を北海道教育局などに働きかけていく必要があると考えているところでございます。

次に、5点目の「教育委員会制度のあり方について教育長の見解」についてのお尋ねで

すが、本年の6月定例町議会で小林議員の質問に対して答弁いたしました。現在、教育委員会制度改革については「教育再生実行会議」における教育委員会制度のあり方についての提言を受け、文部科学省が中央教育審議会に諮問するかたちで改革案が出ておりますが、その内容を見ますと現制度の問題点として「外部に対する閉鎖性」「意思決定過程の不透明性」「問題解決に向けた機動力の不足」などが指摘されております。

改革案の大きな変更点としては、教育行政の責任者を教育長に集中させるかたちとなっており、今まで、さまざまな重要事項を決定してきた住民の代表による教育委員の合議制の教育委員会は、教育行政の基本方針や執行状況をチェックする言わば教育長の諮問機能的な組織となる制度設計となっております。

教育行政を執行する立場としては、現在の制度は「政治的中立の確保」「継続性・安定性の確保」「地域住民の意向の反映」のための仕組みとして、議論・修正を重ね、長い年月をかけて確立した制度であることを踏まえ、もっと慎重に教育現場の意見を聞きながら時間をかけて議論する必要性を感じております。

教育委員会制度は、何より「子どもたちの教育を受ける権利を保障するための制度」であるべきとの考え方を基本としておりますので、今後の議論の行方を注視し、町とも連携を図りながら現場の声が十分反映されるよう努めてまいります。

以上、お尋ねのあった5点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、丁寧な答弁をいただきました。簡潔に再質問させていただきます。

1つ目のアレルギー疾患を持つお子さんへの給食の対応ですが、本町の学校給食は確か開始は昭和56年1月と記憶していますが、そうだと思うんですが、その約32年ぐらいの歴史の中で、アレルギーが表面化したというか、訓子府町において、そういうお子さんが出てきたのは、その経過としてどうでしょうか。いつ頃からかわかれば教えていただきたいと思います。

あとそれから、今から5年ぐらいの推移と言いますか、増えているのかどうか、そういう数字がもしあれば教えていただきたいと思います。

平成16年6月末の国が調べた中では、アレルギー疾患と言いましてもたくさんの千差万別と申しますか、そのお子さんによっても症状も原因も違うのですが、大まかに例えばアトピー性皮膚炎、これが日本全体の小、中、高の子どもさんと言いますか、児童生徒さんの中で有病率が5.5%、アレルギー性の結膜炎が3.5%、アレルギー性の鼻炎が9.2%、気管支ぜんそく、これが5.7%、食物アレルギーが2.6%、アナフィラキシーショック症状を持つ可能性があるのが0.14%という数字が出ていますが、本町の場合は、自然環境も恵まれていますし、食に関しても安心・安全な食べ物が身近にあるということで、今、教育長のお答えの中で、現在、今年度が31名ですね。アレルギー申告がありましたということですが、質問としましては、先ほどの過去においてどのぐらいからアレルギー疾患の子どもさんがいらっしゃるのか。それから今言ったようにアレルギーもたくさん多様化していますので、職員全体がアレルギーに対して学習していかなければいけないというのがあると思うので、職員に対するアレルギーに関する研修がどういうふう

に行われているのかということ。

それから、昨年の東京都で起きましたアナフィラキシーショックによって、1名の児童が亡くなりましたが、本来、安心で預けている学校で、しかも皆が楽しみにしている給食で命を落とすなんていうことは、もう絶対あってはならないことなので、そういう対象になる児童がいらっしゃるのか、そして、もし今後あった場合にどういう対応を考えていらっしゃるのか、その3点をまずお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） まず、質問にありましたが、32年間の経緯なのですが、古くのことまではちょっとわからないんですけれども、かなり前からアレルギーの調査をしているということであります。今年については、先ほど答弁したとおりなんですけれども、これは年によってやっぱりばらつきがあります。去年は44名いましたので、かなり多かったと思います。これについては、毎年、毎年、全保護者に幼稚園含めて聞きとりして調査しているということですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それとアレルギーの研修という意味では、特にはあれなんですけれども、例えば今回の事件を受けて、前に窒息したというような事件もありましたけど、そこら辺については、文章で各職員会議で検証するだとか、あと消防による研修なんかも実施していますので、そういったことは度々行うようなかたちになっています。

それとあとエピペンというか、アドレナリン自己注射の関係だと思うんですけれども、これについては、現在は、その処方を受けている児童生徒はいません。ただもし、そういう方が出てきた場合については、当然それは親御さんとも相談しますけれども、各学校の栄養教諭ですとか、管理職ですとか、そういった者が対応できるような方向で研修なり何なりを受けて、出てきた時点では対応できるようなかたちで実施していきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 今の時点では、この31名のお子さんに関しては、小学校だけですか、全体、中学校はいないのですか。全体の8%にあたると書いてありますが、内訳ありますか。すいません。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 31名の内訳ということで言いますと、幼稚園で2名、延べ2食品になります。訓小が19名で延べ21食品、それと居小が2名で延べ2食品、訓中が8名で延べ15食品ということで、あわせて31名ということで、その中で、そういう重篤な人はいないということです。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 今のところ重症な方がいらっしゃらないということで、代替食とか、除去食で万全を期しているということで安心いたしました。多分アレルギー体質に関しては、自分の周り、あるいは自分がそうでなければ、なかなか理解しにくいものですので、研修に関しては、義務付けはされていないのかな、アレルギーに関して、こういう事故があったということで、義務付けはあるのかなと思ってお聞きしたんですが、やはり、いろいろなことでも何が起こるかわからないということの対応としては、やはり職員も認識を持つということもこれから必要なのかなと思いますので、その辺の対応をよろしくお

願いたいと思います。これは私たちの町に関しては少ないんだろうなという予測でお聞きしたんですが、今後も本当に学校において、そういう事件がないように皆さんのきめ細かな対応をよろしく願いたいと思います。

2つ目の悩みを抱える児童生徒への相談体制ということでお答えいただきましたが、悩みを持つ児童生徒を把握するというのは、担任の第一のお仕事かなと思うんですが、それは日常的に職員全体で観察する。これは本当にとっても大事なことだと思いますが、私は、これはいじめと断定している訳じゃないんですが、ここに書いてある例えばいじめのアンケート調査、年2回、この中で、確かに昨年と今年の6月ですか、小林議員のほうから同じような質問がありまして、昨年の場合は、前教育長の回答で、本町においては、深刻ないじめ問題は発生しておりませんという回答がありました。それから1年たっておりますが、その年2回のアンケートを通じて子どもたちのようす、あとは不登校など含めて、現在の私たちの町では、どういう状況なのか教えていただきたいと思います。

それとこれは、相談体制というのは、あくまでも児童生徒のための相談体制なので、例えば、本当にいろいろな悩みがまったくない子はないと思うので、気軽に一番わかってもらえている学校現場の先生に気軽にいつでも相談できるような体制づくりというのは、必要かなと思うんですね。そして、前回の小林議員の質問で回答として、カウンセラー制度を利用しているということで、教育長から4名のカウンセラーを配置して予算化されていると。これちょっと具体的にその予算に関して教えてください。何年からそういうことを活用していて、実際にそのカウンセラーを活用したことはあるのかどうか、その点も含めてお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 児童生徒の悩みにかかわる再質問でございますけど、まず、いじめの関係で、いじめのアンケート調査を年2回ということで6月と11月に行っておりまして、その中でいろいろな質問をして、それを把握しながら、どのような状況かということ把握した中で、子どもたちの特に悩みということの問題解決に努めているところですけど、うちの状況としては、アンケートの結果では、端的に言えば、重篤な状態は今のところない。ただ6月の実施したアンケートの中では、2件、いじめられているというアンケート調査の結果がございましたけれど、その結果を受けて、その生徒にその内容等をお聞きしたら、1件はもう解決している状況で、1件も重篤でないというか、その様子を見ながら今は解決された状況だということでございます。それで、いじめを含めて、いじめは私自身も議会答弁でもお答えしているように、どこでも起こり得る状況だということも含めて、教職員も含めて、そのような万全な体制をひきながら、日頃から子どもから発するシグナル等を受けながら問題解決というか、いじめの把握に努めているところでございますので、まずはご理解をいただきたいと思います。

それと不登校の関係が、ご質問ありましたので、本町における不登校の状況について、ご説明申し上げておきますけど、まずは学校名や学年などの個別の内容については、控えさせていただきますけれど、本町における不登校としては、残念ながら病気などの理由ではなく、長期的に学校を欠席している児童が現在1名おります。これらの対応としては、担任をはじめ、管理職含め、定期的に家庭を訪問しながら学校復帰に向けての働きをかけていて、保護者とも情報を共有しながら定期的に学校と家庭の連携を図っております。ま

た、専門機関や専門家などの助言もいただきながら、さらに本町の教育相談員もかわりながら、いろいろ問題解決に努めているところでございますので、今後も学校、家庭、教育委員会が連携を図りながら、不登校の問題解決を図ってまいりたいと思っております。

それとカウンセラーの件に関しては、管理課長から答えさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） カウンセラーについて、説明させていただきますが、これについては、平成14年度から予算化されています。それで4名と言ったら北見市が4名カウンセラーを配置しているという意味で、うちは4回分、1回5千円の4回分の2万円の報償費というかたちで組んでいるということでございます。それで近年の利用実績というのは、まったくないというような、おかげさまでというか、良いことなんですけど、ないというような状況でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 今、国の施策なのでしょうけども、スクールカウンセラーとか、スクールアドバイザーとか、スクールソーシャルワーカーでしたか、何か横文字の専門的な方々ですね、それが、いじめ問題が表面化されて、そういう対策を練っているんだと思うんですけども、児童生徒の立場から言うと悩みで小さな胸がいっぱいになった時に、その場にいなければ、なかなかそれをスクールカウンセラーに発信するまでというのは、やはり先生をとおしてですから、とても難しい状況にあるのかな。その前にやはり担任の先生とか、ほかの先生でも、やはり生徒と向き合う時間が必要なんだと思います。

私自身ちょっと体験なんですけど、中学1年の時にある悩みを抱えていまして、その時に南中学校だったんですが、南中学校で確か記憶では、その年に初めて設置されたんだと思うんですが、児童相談室というのが設けられていて、ドキドキしながらそのドアをノックして、その先生がとても最後まで温かい目で話を聞いてくれて、もう話を聞いてもらうだけで、もうほとんど悩みの半分以上は解消してしまったという、子どもながらに記憶があるんですね。だから、やはり普段接している担任といっても、何ていうんだろう、生徒とうまく馬が合わないということも、もちろんありますけれども、やはり悩んでいる子どもさんというのは、日頃よく顔を見ていると表情とか顔色とかいろいろな行動をよく見ていると専門的な立場の教師から見ると発見でき得ると思うので、やはり日頃からのそういう細かい対応が大切な、話かける、話をよく聞いてあげることが、まずは大切なと思います。

スクールカウンセラーについては、逆に今の優等生で育った先生たちが、その児童の悩みと父兄との間に挟まれた時に先生が相談を受けるということも可能なのかなと私は思っているんですが、重篤ないじめはない。でも子どもの世界というのは、大人でもそうですけれども、人間関係の^{あつれき}軋轢の中、日常茶飯事だと思います。あの子が嫌いだ、この子がこんなこと言ったというのは、だから、それがいじめかどうかというのは、また別問題ですけども、一対一のけんかなら、そのA君とB君を呼んで、一人ひとりの言い分を聞いて、そこで解決できるんですが、今どんどん波及しているのは、1人の子が、A君が嫌いだとして、その子だけがその子に嫌がらせをするんじゃなくて、まわりを徒党組んでというか、集団で発生していく。そこがやはり怖い部分かなと思うので、その重篤と言うのは、教育長としては、どこら辺で線引きをしているのか、ちょっと気になったので、お伺いいたし

ます。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに先ほど言いましたように、いじめのアンケート結果によって、どの程度のこの関係かというところをアンケート調査によって個人から児童生徒から内容を学校側で聞き取りし、その内容によって、もしその関係でそういうかたちでの相手がいれば、また相手側にも聞きながら、その状況を判断した中で、この状況がいじめの大きな問題かどうかを学校側で判断した中で、教育委員会に上がってくるところでございます。それで先ほども言っているように、日頃からやはり普段から接する学級担任なり、部活動なり、少年団活動をしている先生たちが、日頃から子どもたちの様子を見ていますので、そういうアンケート調査だけではなく、日頃からそういう目配りをしながら、一人ひとりの状況を把握しているという状況でございますので、もしそのような状況があれば学校全体、さらに教育委員会、地域とも、その辺の問題解決を図っていきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） わかりました。テレビなどの報道でいじめ問題が出るとなぜ教育委員会の教育長とか教育委員長が出るのかなと思っていたんですが、一番やはり心痛めなきゃならないのは、現場の先生方だと思ひ、責任問題になると教育委員会なのでしょうが、画面から冷たく映ってしまうので、温かい子どもたちへの対応をこれからもよろしくお願いしたいと思ひます。

3番目の学力や体力についての評価ですが、本当はついこの間まで話題になっていました学力テストの調査についてのみ伺おうかなと思ひたんですが、ある最下位だった県の知事が怒りの会見をしているのを聞きまして、順位にこだわったことを、逆に、そういうつもりで質問しようと思ひたのではないんですが、まったく見当違いだなあの会見を見ていてそう思ひましたし、今回、学力テストというのは6回目ですね。震災の年がなかったので6回目ということですからけれども、それぞれの都道府県、市町村、また、それぞれの学校で、学力テストのとらえ方というのも違ひ思うんですが、本町はどういうふうにとらえて、もちろん公表は必要ないと思うんですが、その出た結果をどういうふうにかたちで話しあつて、現場の先生たちがどう受け取つて取り組んでいるのか、簡単な説明をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 学力テストの関係でございますが、全国学力状況調査の結果を各学校において分析を行ひまして、その分析を行つて検証した結果を克服に向けたことを各担任なり学校全体で、そのことは分析を行つた結果を職員会議などにつけながら、そのことを先ほど答えましたように学力向上プランの中に反映させて、それぞれ対応しているということです。それであつて学力の結果は、先ほども申し上げたとおり私自身も学力調査自体を順位付けるということは、懐疑的な意見でございますが、この学力調査については、まず毎年同じ設問ではない。それと毎年対象者が変わるということで、単に前年度と比較した数値やほかの自治体との比較といった、テスト結果によって学力を論ずるには十分な資料ではないということは、私自身も認識しておりますが、そうは言いながらも全国一律でやられる学力テストですので、それは1つの物差しとして、各学校で前段申し上げまし

たように分析を行って学力向上に向けて取り組みを行っているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） わかりました。道教委が盛んに北海道が下のほうなので、一生懸命チャレンジテストというのを進めているということですが、これも結構、担任の先生がそのテスト結果をデータにとったりして先生の仕事が増えるというふうに伺ったんですが、やはり本校でもそれを使っているのかどうか伺います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 本町でも小中学校とも北海道が発信しているチャレンジテストを受けております。その採点につきましては、担任なり管理職が行って、分析を行って、次のテストなりに役立っているというところでございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 私たちの議会に対しても熱心な町民の方から、各委員会、私は今、総文ですが、委員会の中で、訓子府の子どもたちの学力調査をして話しあって、そして教育委員会と話しあって何とか学力向上に向けた対策をとってほしいという要望がありました。すごくこういう要望に対してどうしたらいいのかなというふうに思ったんですが、やはり先ほどのS県の知事と同じように、普段現場に接していない者が、調査することは構わないと思うんですが、その方法について、押し付けるというか、こうしたほうがいいと言うのは、ちょっと違うのかなと思ひまして、委員会ではまだ話しあってはいませんが、やはり現場の先生が、私が思うのは、テストの点数を上げることよりも高知県だったか、今まで算数の苦手だった子が先生方の工夫でとてもわかりやすくなったとか、その結果として、テストが良くなったという、そういう、わからない授業を受けている子どもたちがわかるようになることが一番の救いだと思うので、そこら辺の努力、先生方大変でしょうけども、その辺のやはり先生方への協力というか、先生方も育ってほしいという願いがあるのですが、教育長いかがお考えですか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 学力テストの関係ですけど、結果だけではなくて、もちろん生活習慣、このテストと同じように学習状況調査も行われておりまして、特に、家での生活習慣やそのこともアンケートの中でもありますので、そのことを踏まえながら学校だけの学力向上策だけではなく、家庭における、そういう生活習慣を見直した中での基礎学力向上に向けて取り組んでいきたいと思ひますし、また本町における各学校等の取り組みをちょっとご紹介させていただきたいと思ひますけれども、例えば、訓子府小学校では、5年生に習ったことを1年経過して忘れていく傾向にあることから、繰り返し、振り返り学習の重視や、各領域の課題克服などを重視して取り組んでいる。居武士小学校では、寺子屋ということで、放課後学習に取り組んでいたりと、訓子府中学校では、放課後学習の強化や、例えば給食の時間を活用して文章をまとめる能力の向上を目的に、輪番スピーチ、要は当番を決めて皆の前で立ってスピーチをするというような実施など、各学校、また長期休業期間中は、例えば部活単位でそれぞれ学習をするなど、特色ある基礎学力向上に取り組んでおりますけど、なお一層、各学校と連携しながら基礎学力の向上に向けて取り組んでまいりたいと思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） その調査の中で、もう1点だけ伺いたいんですが、確か結果の中で、これちょっと一面的な見方かもしれませんが、裕福な家庭の子が成績が良いとか、裕福な家庭の子は、放課後に塾にやっているので、その子たちの成績が上がっているんだとかいう評価も一面であったんですが、今もう私たち議員は何せ平均年齢60歳以上ですから、教育現場のあれがよくわからないんですが、今の子どもさんたちで塾に通っている生徒はどのぐらいの割合でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 後ほど答弁もらうように。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） とにかく学力に関しては、わからない子が授業の中でずっと座って先生の話を聞いていて最後までわからないというのは、一番つらいことですので、わからない子の指導をやはり的確にやっていただきたいと思います。

それでは、4番目の特別支援教育の現況と課題についてです。

今、中学校が多いんですね。補正の中でも暖房機を入れるというふうに書いてありましたが、毎年、私たち議会のほうにも教育委員会から活動状況などが発表されます。その中で24年度の報告をいただきました。これは普通学級と分けて普段は勉強されているお子さんですが、普通学級にも通級で通って、また特別に言葉の学習をしたりとか、そういうお子さんはこの数字には含まれていないですよ。そういうお子さんはどれぐらいいらっしゃるのか。

それと障がいを持ったお子さんのお母さんたちともちょっと今回のことで話をする機会があったんですけども、これは周知がされていないから、そういう意見が出たのかなと思うんですが、訓子府の町は、確かにそういう支援をいっぱいやってくれているけれども、先ほどは児童生徒の相談窓口でしたが、主に保護者の方が、障がいを持っているお子さんたちが日々大きくなって行って将来のことに対する不安とか、小学校から中学校にあがる、中学校から次の学校にあがる時に、節目の時とか、いろいろ不安になること、悩みを抱えることもあると思うんですが、そういう相談窓口が訓子府にはないんですよと言われたんです。本当にないのかなと思って、いろいろ教育委員会からいただいた文章をずっとくまなく見たんですが、ずっとやっている親と子のための教育相談、これがこの24年度の報告書にはなかったんですが、これはなくなったのでしょうか、それが1点とそれからやっというろいろな今広報にたくさんのチラシが入って、その中の1つに、ひとりで悩まないで相談してください各相談窓口ということで、訓子府町教育委員会、ここに親と子のための教育相談というふうに受付が公民館の電話番号が書いてあります。主にこの窓口だけなののでしょうか。これが周知されていないというふうに言われたのか、ちょっとその点をお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 今の質問の前に先ほどの学習塾の件で、学習塾に通っていないという子が小学校で76%、だから裏返せば24%、中学校でいったら通っていないのが65%だから35%が通っているというふうに理解していただきたいと思います。

今の質問に戻りますが、特殊の関係でいわゆる通級というのは、現在で10名の方が通級学級に通っております。中学校ではそういう通級という学級はないので、訓小にあります。そこで10名、言葉の学習については、今6、7名だったと思います。それは授業の

一部の時間を振り分けていくようなかたちで進めているというようなかたちでございます。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上野敏夫君） 社会教育課で行っています「親と子のための教育相談事業」でございますけれども、昨年は相談業務がございました。ということでご理解をいただきたいと思います。それで今年度につきましては、不登校に関する部分で1件、それから電話相談ということで、直接、子どもから男性性器の部分での相談が1件ありましたけれども、これは途中で電話が切れてしまいました。そういったことがありました。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 今年度が1件、今年度と言ったら24年度ですか、25年度が今1件、この中に学校支援コーディネーターが相談業務を兼ねて行っている。どういうふうに行われているのでしょうか。実際、相談があるのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上野敏夫君） 学校支援の事業のコーディネーターと兼務をしているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 大きい都市になると多分いろいろな相談ごとも多いというせいなのかもしれませんが、そのお母さん方が言われていたのは、北見市にはちゃんと教育委員会に教育委員会相談窓口というのがあって、そういう相談を気軽にのってくれるんだよという話で、親からしたら担任の先生に聞くのが一番いいのですが、もう1つ、その担任の先生で思い出したんですが、教育相談窓口が専属のものがないということと障がいを持っているお子さんたちは、普段、町のほうで支援員が配置されていて、その方たちが担任になりますよね。そのお子さんたちの担任じゃないんですか、違うのか、その関係、特別支援教育支援員の位置付けというのが、疑問が出たんですね。要するに町から雇われた人たちが、どういう資格を持っていて、そして、担任として、どこまで父兄とのつながりも含めてですね。どこまで入り込めるのか。それとか、こういう障がい、発達障害とか、障がいを持っているお子さんたちのいろいろな研修がありますよね、そういうのに、そういう先生方が参加できない、していない、そういう現状をちょっと訴えられる声があったので、その点含めてお答え願います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 特別支援にかかわる教員の配置というか、町の臨時講師にかかわる部分のご質問だと思いますが、まず、先ほどお答えしたように、例えば、訓子府小学校だったら、知的、弱視、言語、情緒の4学級があって、そこで9名の特別支援の児童がいるということが、まず今の現状だということで、その障がいの種類によって、まずクラスが分けられて、それが学年差もあったりしたりします。例えば、1年生と6年生で、その中での同じ教育を受ける中では、なかなか担任が1人の中では受けることが難しいですから、それは道の基準の中で、確か7人以上になれば2人と言う基準があるんですが、それで配置できないこともあって、町の特別支援の充実のために訓子府小学校で言えば2人配置して補助的な役割をしていただいているということです。よりきめ細やかな一人ひとりのニーズに応じた教育的ニーズに応じた特別支援教育をするために特別支援教育支援員を配置、それと免許は教員免許を持たれている方です。だから元々教員だった方で経験が

ある方ということで配置している状況でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ちょっと誤解していました。それでは担任の先生は別にいらっしゃるんですね先生としてね。それで補助的な役割ということで、人数の関係で、なるほどわかりました。その先生方は、何て言うんだらう、保護者とかかわりあいとか、その研修とかには、あまり参加することはないんですか現状としては。その決められた時間内で子どもさんを見守るかたちだけで終わってしまうんですか役割としては。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、町の特別支援員の関係でございますけど、まずは、例えば、保護者からの相談があった場合には、補助的な役割をしますので、担任とともに一緒に日頃からかかわっている支援員も時間があったりすれば、その時はかかわってお話を聞いていると思います。

それと研修の関係でございますけど、先ほど前段申し上げた子育て支援センターとか幼保とか小中学校の教員で組織しています「特別支援を語る会」のそういうところの有志である研修会には、そういう支援員も参加しながら情報共有したり、勉強したりしているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） よくわかりました。まだちょっと私の話し方が足りなかったなと思います。今後そういうお母さん方の中で、子育て支援センターの拠点を使っているいろいろな勉強会を開いたりして、ご両親もすごく子どもさんを通じていろいろなことを学んでいるんだなというのを話している中でわかりました。その教育相談については、もうちょっときめ細かな対応が必要なのかな。周知も必要なのかなと思います。

あと最後の今の教育委員会制度についての教育長の意見、小林議員の回答と同じだと思っておりますけれども、教育委員会制度がざっと調べてみましたら、やはり、戦後、アメリカのほうから教育委員会制度というのが導入されたという、アメリカの方式を導入されたということで、さまざまな改正を行って、今現在の委員会制度に落ち着いたというか、19年に三法が改正されて、評価制度とかですね、ありましたね。それから、こういう報告をするとか、そういう義務付けられたということですが、先ほど教育長もおっしゃっていたように、憲法で、子どもたちの権利、学ぶ権利というのは、日本国憲法第3章第26条ですか、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。親御さんである保護者たちは、その子どもさんたちに教育を受けさせる義務を負う。子どもたちは多分その権利でいっているなんていうのは、勉強しないとわからないとは思いますが、その権利をやはり妨げることが、さまざまな分野で起きては絶対あってはならないと思うし、そのためにやはり学校教育現場の先生方、そして、それを守るかたちの教育委員会がなくてはならないのかな。担任を管理したりチェックしたりするのではなくて、先生方がいかに子どもたちと安心して接することができる環境をどうつくるかということが教育委員会の一番大事な役割なのではないかなと私は思います。

1つちょっと参考になるかわかりませんが、これが本質だと思うんですけれども、今、教育長が先ほど答弁の中にあつたように、ちょっと改革をしようとしていますけど、本来、教育というのは、子どもたちの権利ですから、政治のニーズによって教育現場が振り回さ

れてはならない。それから、一人ひとりの子どもが自分たちは生まれてきて良かったんだと。自分たちを助けてくれる人がたくさんいるんだと。ひとりぼっちじゃない。それから、自分の人生は自分で選んでいくことができるんだという誇り高い人間になっていくために、そのために教育は働かなければいけない。本当にそういうことだと思って、そのために教育委員会制度というのが、フルに活用されなければならない。良くならなきゃいけないんじゃないかと思います。私たちの町のように、温厚な教育長だったらいいんですが、先ほど言ったように、S県の知事のような教育長だった場合は、その権限をどういうふうに教育現場に押し付けるのかなと私は勝手に想像してしまったので、多分そこに人間が働いている以上、いろいろなタイプがあったり、対応があると思うんですが、常にそこら辺は、教育委員会は委員会、それから学校現場との連携も図りながら、たくさんのお話し合いを持って行って、子どもたちに良い影響を与えるような体制であってほしいと思います。何か最後に教育長ありましたら、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 私は教育に携わる年数は大変少ないんですけど、経験上、1年間たつ訳ですけど、教育は継続することこそ効果があるというふうに感じているところでございます。

また、学校現場と携わっている中で、学校の主役は子どもであり、学校の主役を支えるのは、私は2つの面があるということで、1つは、外面的には、私たち教育委員会なり、地域がそのことを子どもを支える。内面的には、教育の最大環境である先生たちが、そのことを子どもを人間性も含めて支えていくのが、その2つの側面が両立して子どもたちを支えるということだと思っております。

また、先ほど申し上げたように、今、国では、教育委員会制度改革が叫ばれている中で全国的には、いろいろ言われている訳ですけど、本町の中では、よりきめ細やかな教育環境に向けて、今後も一層努力してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） これで私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 3番、西山由美子君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。会議時間が相当残っております。

議会運営委員長から各委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合、順次日程を繰り上げて審議することとしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

ここで、暫時、午後２時２０分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 ２時１０分

再開 午後 ２時２０分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第５０号、議案第５１号

○議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第５０号、議案第５１号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第５５条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、１人につき２回まで質疑することを許します。

まず、最初に、議案第５０号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

５番、上原豊茂君。

○５番（上原豊茂君） ５番、上原です。

まず、５ページ、農林水産業費であります。ここの農業振興費の関係で５０９万８千円の補正が出ております。ここで、この特別栽培対応の面積把握等についてですが、ＪＡ調べの面積なのか、当町全体を網羅した数字なのか、その辺について、お示しをいただきたいというふうに思います。

それともう１点、次の６款、第２項の林業費の関係であります。ここで鳥獣駆除事業の負担金、補助及び交付金で、２０万円の追加予算補正が組まれております。当初予算、確か３１万円だと思いますけれども、当初予算の積算がどうかたちであったのか。それをして今回の補正がどういう計算の関係では、２、０００円の１００頭という計算でありますけれども、なぜこの補正が組まれたのかについての説明をいただきたいとします。

以上、２点であります。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） ５ページ、６款、農林水産業費、第１項、農業費、３目、農業振興費の１９節、環境保全型農業直接支払交付金の面積であります。ＪＡからの調べということですが、この事業に対しては、あくまでも農業者からの申請を町が受けて、それを取りまとめて国に報告するという事業であります。補正予算の概要説明で副町長がしましたとおり面積については、１２７．４５ｈａでありますので、単価は８千円、そのうち直接国が４千円を払いますので、残っている半分の２分の１分、道が４分の１、それと町が４分の１ということで、４千円掛ける１２７．４５ｈａで５０９万８千円という事業であります。

２点目の質問の中の同じく５ページの第２項、林業費、２目、林業振興費、有害鳥獣駆除事業の関係であります。１点目で当初、３１万円の予算の内容ということでありますが、３１万円については、町の猟友会への助成金の３１万円ということですので、全体的な部分の３１万円ということで、理解していただきたいとします。今回の２０万円について

の考え方でありますけども、この金額の目的については、平成25年度のエゾ鹿駆除対策の1頭分の報酬と言いますか、その分の額であります。通常は町の会計ではありません、鳥獣害防止対策協議会で行っていますエゾ鹿駆除対策費用ということで、1頭8千円を考慮しております。今回4月当初から金額については、8千円ということで猟友会含め、会の方に説明をしたところでありますけれども、昨年は約190頭弱ぐらいということで出動すれば必ず駆除できたというような状況でありますけれども、4月でこの補助100%の1頭分8千円について、前年同様、行けば獲れる。変な言い方ですけども出動すれば獲れるというような状況で考えて8千円という考え方で設定させていただきましたけど、現在の状況としましては、これも補正予算で説明しましたとおり、かなり出動したが獲れないというような状況がありますので、何とか駆除に協力していただいている猟友会の会員の方の今後の出動の仕方も含め、前年は1万円でやっておりましたが、今年度当初は8千円ということで、その2千円の差額分ということで、町単費分の2千円、100頭分の2千円ということで20万円の追加補正をさせていただいています。そういうことで基本的には、当初の31万円と今回の20万円の目的は違っているということで、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） まず、1点目の関係でありますけど、農業者の申請を受けての数値ということであります。これは町へ直接申請しているというとらえ方でよろしいのでしょうか。

もう1つ、特別栽培の関係、この類の生産者全体がこの対象として網羅されているという認識を持ていいのかどうかということが1点。

それと2番目の関係でありますけども、おそらく私が当初予算の関係を出したのは、同じ項目で、同じ標記に31万円という数字が載っていたので、この関係が同一のものかどうかという確認をしたのですけれども、あくまでも中身は違うという認識でいいのでしょうか。その辺の再確認をしたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 再質問で1点目の有機農法の関係の対象の方含めて全部網羅されているのかということでありますけども、この制度自体は、作物を現状のままでつくって対象になるかということもあると思ひますけど、基本的には、それが必要ですし、道の基準なり、低農薬、それから有機農法の基準の適用を受けて、さらに緑肥をまいている農家さんが基準日以内にその作業をすべてやられているということが基準でありますので、対象者は、議員言われているとおりでありますけど、申請書については、その基準を合致している方でないと基本的には対象にならないということで、理解をしていただきたいと思ひます。

それと同じく再質問2点目の関係ですけども、名称的には、同じようなかたちでありますけれども、31万円の中身を若干説明させていただきますと猟友会に対する助成ですので、内容としては、エゾ鹿だけでなく熊、それからカラス、それからきつね等の駆除も含めて入っているということですので、理解をしていただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。3ページの道補助金、商工費道補助金について伺います。これは当初予算予定されていなかったんですけど、緊急雇用創出推進事業補助金ということで、この使い道なのですが、商工費という道補助金ということなのですが、説明の中では幼稚園、学校の子ども子育てに、これは賃金ですか、そちらと町有林の賃金に使われるということなのですが、この本来、この補助金の目的というんですか、それはどういう、雇用再生ということですから、雇用創出だからいいのか、ちょっとこの基金のあり方というんですか、それがどういうものなのかお伺いいたします。

それともう1点、4ページですが、町有林整備事業、これは当初2、218万8千円、町有林整備事業で予定されて、今回この補助金があったので、こちらにするとか、枝、風倒木、これは金額的にどういう内訳になるのか伺います。

5ページ、農業振興費の環境保全型農業直接支払交付金、先ほど上原議員から質問ありましたけど、もう一度、確認したいと思います。これは当初予算では事務費の40万円を計上されておりました。これの対象になる要件、認定要件というのは、それは先ほど道の基準ということが説明の中でありましたが、これは道の基準に照らして直接的に認定をするのはどこなのか。それと昨年の場合、特別栽培、有機、堆肥ということで区分けされておりましたが、この具体的な内訳、50人の平米、127.45ですけれども具体的な内訳を伺います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 3ページ、第2項、道補助金の7目、商工費道補助金の緊急雇用創出推進事業補助金の商工費のほうになぜ入っているのかということの説明でありますけども、全体的に例えば教育費の費用、それから林業費の費用ということで、計上させていただいています。林業費以外については、当初の予算で計上させていただいています。この事業については、数年前からやられている事業でありまして、あくまでも今、職に就かれていない方をこの事業によって極力雇用を推進していこうという事業であります。そういうことで、この事業があるということで、商工費の雇用対策ということの意味で商工費の事業ということで理解をしていただきたいと思います。この時期にはありますけども、実は6月の補正の時に、検討させていただきましたけども、全国的に今後緊急雇用促進推進事業については、本来的に言えば東北の震災の事業が本来ではないかというような、いろいろな部分で指摘を受けて、本町においても、その動向を見ている最中でありまして、実際に町として補助金があたるかということで見ていたところでありますけども、間違いなく事業として付くということで、今回補正に上げさせていただいています。

2点目、4ページ、目の公有林の管理費の294万5千円でありますけども、この事業についても、1点目で質問を受けました雇用対策の事業のうちということで、まずは理解していただきたい。これについては、内容についてでありますけども、近年の集中豪雨、それから強風等によります町有林の風倒木、それから立枯れ、その他樹木、倒れている樹木の除去、それからつる切り等の事業を新たに行うための雇用の増加の部分というふうに理解をしていただければと思います。

それと3点目、5ページ、3目の農業振興費、先ほど上原議員から質問ありました内容の詳細でありますけども、127.45haの内訳でありますけど、玉ねぎ122.58

h a、メロン0. 07 h a、人参3. 9 h a、かぼちゃ0. 3 h a、馬鈴薯0. 6 h a、合計で127. 45 h aということで、50件の内訳ということです。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 作物ではなくて、堆肥の分け方ということでありますけれども、今年で私が聞いているところは、カバープロップと有機農法というような分け方というふうに聞いております。どちらも緑肥をまかないと対象にならない。実際今回127. 45 h aでありますけれども、最終的な作業の項目として8月末までに最終作業、緑肥をまかないとこの事業にはならないということで、現状を調べておりますが、かなり今年の悪天候によって、緑肥がまけないという状態だということで、実際には激減をするような数字というふうに理解をしていただければと思います。

それと内容の認定でありますけれども、あくまでも町のほうで確認する。それと単純に町だけでなく、農政事務所が補助制度の管轄でありますので、現地確認の上、確認するというような状況であります。まずは町で確認し、その後、農政事務所のほうで確認することです。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第50号の質疑を終了いたします。

次に、議案第51号の質疑を許します。議案書7ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第51号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第50号、議案第51号の採決をいたします。

討論のなかった案件につきましては、一括採決をいたします。

議案第50号、議案第51号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号、議案第54号、議案第55号

○議長（橋本憲治君） 次に、提案理由の説明が終わっております議案第52号、議案第

54号、議案第55号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたしたいと思います。
まず、最初に、議案第52号の質疑を行います。議案書13ページでございます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第52号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第54号の質疑を行います。議案書17ページでございます。
1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第54号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第55号の質疑を行います。
1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第55号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長（橋本憲治君） 次に、追加議案であります議案第56号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書47ページでございます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の47ページになります。お開き願いたいと思います。

議案第56号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）の説明を申し上げます。

まず、第1条になりますけれども、歳入歳出それぞれ83万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ38億8,133万3千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、49ページの事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

それでは、49ページになりますけれども、このページでは、上の表が歳入、下の表が歳出となっておりますので、歳入については、この歳出1件しかありませんけれども、歳出の財源となっております。18款、1項、1目、繰越金の前年度繰越金から83万7千円を充てるということでご理解願いたいと思います。

次に、下の表になりますけれども、これでは、3款、1項、3目、温泉保養センター費の事業区分でいきますと温泉保養センター運営事業になりますけれども、これにつきましては、男性用サウナ室前室の天井下地材が部分的にはがれたことによりまして、落ちそうになったということもございまして、調べた結果、男女ともにサウナ室の前室の天井下地材が湿気によりまして腐食していることが判明しましたので、落下の危険性もあることから修繕をするということで、11節、需用費の修繕料で83万7千円を追加するものでございます。

なお、修繕部分の面積につきましては、男女あわせて19.2㎡で、現在は塩ビ製になっておりますけど、今度直すにつきましてはアルミのスパンドレル直付工法で今よりも耐久性に優れたものを選択して修繕しようというものでございます。

以上、平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）の内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第56号に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

4番、安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） 4番、安藤です。この保養センターの関係で、今、使いものにならないのですか。その間休むということになるのですか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 今までの経過について、若干説明させていただきますと9月3日に天井が下がっているということで、管理人の方から連絡が来ております。連絡を受けてから係員、それと私のほうで現状を確認していただいて、9月7日にそこを建てた業者に見ていただいて、外側が被覆されていますので中がどういうふうになっているか私どもわかりませんので、建設業者に確認したところ、すぐに直さなければならないということで、9月9日に仮補強ということで下がっている部分を補強させていただいて、落ちないようにしているところです。補正を承諾いただきましたら、現在10月7日から11日の間で休館日を予定しております。この休館日の目的については、既存の建物の点検ということで、4日間かけてすべての点検をするという予定で、当初から考えておりましたので、その期間で修繕する。あと9月9日に補強しておりますので、今自体は通常どおり使用されているということで、理解していただければと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。この件については、部分的な劣化というトラブルということだと思うんですけど、サウナのどこかと言っていましたよね。それで、これ他の天井というのは、全然問題はないのかというのが1つ。

それから原因は、いわゆる自然劣化でなったのか、それとも何らかのトラブルで発生したのかということが2点目。

それから、これは地元の業者で修理可能ということなのか。この3点についてお願いします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 1点目のほかには、そういう部分ないのかということでもありますけども、連絡を受けまして同様の部分が浴槽もありますので、目視ではありますけども、見たところ落下の危険性はないというふうに判断しております。

あと2点目の「原因は」ということでありますけども、場所については、平成16年の増築部分であります。まだ10年弱ぐらいで、こういうようなことになったということで、原因については、場所的な部分でサウナ室の前室、それと水風呂の前の部分でありますので、かなり湿気が多いということで、天井自体は基本の部分は軽量鉄骨でありますけど、副町長が説明しました材質の部分を留めるやつでベニヤを使っております。多分、開いてみないとわからないんですけども、その軽量の下地にベニヤを付けて、それに天井材を付けていますので、その中間層のベニヤ材が多分、腐食しているんじゃないか湿気によって、ですので、それを解決するためには、中間の下地をベニヤじゃなくって硬質の天井材によって直付けによれば腐食が起らないということで、今回その改良方法ということで、施工させていただいています。

それと3点目の地元の業者ということでもありますけども、見てもらった業者さんについてもそうですし、建設の請負業者も地元の業者ということで、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第56号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、西山由美子君ほか4名から、意見書案第5号 道州制導入に断固反対する要望意見書、意見書案第6号 地方財政の確立に関する要望意見書、また、河端芳恵君ほか4名から、意見書案第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第5号、意見書案第6号、意見書案第7号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、意見書案の配付の関係から、午後3時5分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時 5分

○議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第5号

○議長（橋本憲治君） 意見書案第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第5号について、ご説明をいたします。

意見書案第5号

道州制導入に断固反対する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年9月18日

訓子府町議会議長 橋本憲治 様

提出者 訓子府町議会議員 西 山 由美子
同じく 安 藤 義 昭
同じく 小 林 一 甫
同じく 佐 藤 静 基
同じく 上 原 豊 茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年9月18日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理) 様
内 閣 官 房 長 官 様
総 務 大 臣
内閣府特命担当大臣(地方分権改革)
道 州 制 担 当 様

以上でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第6号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第6号について、ご説明をいたします。

意見書案第6号

地方財政の確立に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年9月18日

訓子府町議会議長 橋本憲治 様

提出者 訓子府町議会議員 西 山 由美子

同じく 安 藤 義 昭

同じく 小 林 一 甫

同じく 佐 藤 静 基

同じく 上 原 豊 茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月18日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

衆 議 院 議 長 様

参 議 院 議 長 様

内 閣 総 理 大 臣 様

総 務 大 臣 様

財 務 大 臣 様

内 閣 官 房 長 官 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第7号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第7号について、ご説明をいたします。

意見書案第7号

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための要望意見書
上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年9月18日

訓子府町議会議長 橋本憲治 様

提出者	訓子府町議会議員	河 端 芳 恵
	同じく	山 本 朝 英
	同じく	工 藤 弘 喜
	同じく	余 湖 龍 三
	同じく	橋 本 憲 治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月18日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
財 務 大 臣 様
総 務 大 臣 様
農 林 水 産 大 臣 様
環 境 大 臣 様
経 済 産 業 大 臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（橋本憲治君） 次に、議員の派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣の件については、議案として配布していますとおり派遣することとしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣の件については、議案のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（橋本憲治君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて、平成25年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

散会 午後 3時21分